

令和 6 年度第 3 回
新宿区外部評価委員会第 2 部会 会議概要

＜開催日＞

令和 6 年 8 月 2 2 日（木）

＜場所＞

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

＜出席者＞

外部評価委員（5 名）

山本卓、小宮領、藤川裕子、御所窪和子、津吹一晴

区職員（3 名）

西澤副参事（特命担当）、甲斐主査、奥井主任

＜開会＞

【部会長】

おはようございます。

ただいまから第 3 回の外部評価委員会の第 2 部会を開催いたします。

本日は、予定どおり評価の取りまとめを行ってまいります。計画事業、経常事業を見た後に、それぞれ施策の評価結果を取りまとめていきます。

そうしましたら、議事に入ります前に、本日の配付資料の確認のほうお願いいたします。

【事務局】

では、本日の配付資料確認させていただきます。

一番上に本日の次第、その下に、本日の議論に使います外部評価チェックシートを 3 部、置かせていただいています。個別施策別で、Ⅰ－6「セーフティネットの整備充実」、Ⅱ－3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現③良好な生活環境づくりの推進」、最後にⅢ－14「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」です。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

資料についての皆さんからの質問等、よろしいでしょうか。

それでは、評価の取りまとめ、入っていきたいと思います。

皆様、お手元に評価シートが配られているかと思います。こちらのシート、皆様記入いただいたものを記載してもらっていますので、これを基に部会としての評価の取りまとめを行っていくということになります。

後ほど説明あろうかと思いますが、今回は部会として評価の取りまとめを行い、今度は全体の会で最終的に、それをこの外部評価委員会としての評価とするかどうかについて審議していただくという形になりますので、今回、部会案の取りまとめということになります。

基本政策Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとありますので、並びとしてⅠ、Ⅱ、Ⅲという順番が適切かなと思いますので、その順番で進めていきたいというふうに思います。

作業というか、審議いただくのは、まずは部会として、最終的な評価をどれにするかですね。ただ、目を通したところ、ここについては意見が割れているということはありませんでしたので、ほぼ内部評価と同じという形になろうかなというふうに思いますので、この点、部会として評価、順調に進んでいるから遅れているまで、どれにするのかということを経最終的にここで審議して決定するというのと、それから、各評価の記載事項ですね。どういうことを盛り込むのかということについて、皆様書いたものを少しご説明いただいて、アクセントみたいに、最終的にどういう文言にするかということについて、話し合っていきたいと思います。

順番としては、まず計画事業を取り上げて、経常事業と進み、ページの的には一番前にあるんですけども、それをひっくるめた個別施策ということで、こういう順番でそれぞれ進めていきたいというふうに思います。

これについてこういう手順で進めていくということで、最初にⅠ－6「セーフティネットの整備充実」の施策、これの中身から見てまいりたいというふうに思います。

チェックシートの3ページ目ですね。これは経常事業の取組状況の確認から構成されているというものでした。

そうしましたら、ここについて、記入していただいたもの、それから改めて何かお気づきの点とかありましたらご発言いただくということで、260番事業のホームレスの自立支援の推進につきましてお書きになったものを中心に、どんなふうにお考えになったのかお聞かせください。

【委員】

よろしくお願いいたします。

事業が始まる前にもちょっとお話ししたかと思うんですけども、やはり新宿区がやるべきこと、東京都がやるべきこと、国がやるべきことというところを、経常事業の中で一つ一つ、同じような内容なんですけれども、やはり新宿区だけで無理して頑張るところではなくて、東京都がどこまでやるのか、国としてどこまでやらないといけないのかということを確認にして、区の負担を少しずつ減らしながら結果が出ていくことが望ましいのかなというところで、特にホームレスの自立支援事業については、新宿区としてはある程度やっていたらいいんですけども、ただ、新宿区というのは流動、流入が多い地域なんで、それを全て毎年変わっていくところを新宿区が全部負担するというよりも、やはり東京都であったり国が、そこはきちっと長い目で見て支援に取り組んでいただいて、新宿区の負担

を減らしていただくといいところに着眼していただいたほうがよろしいのかなと思ったんで、記載をしました。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

ということでありまして、これは、ホームレスの自立支援というのは、生活保護と、あと生活困窮者自立支援制度で行われているというふうに理解しているんですけども、それと 261 からどこまででしょうね、ここは法定受託事務の 267 まで、この経常事業番号が、今の評価シートに記載されているものについてなんですけれども、これが法定受託事務で、本来国が責任を持って行うべきところ、地域に即した対応が必要な事業であるため、国が自治体に委託している事務ということになります。今、制度の前提的なお話をしています。

たしかヒアリングのときにも所管課の方からあったように、これは数字だけ見ると、生活保護関連費用、ホームレスも含めて、それなりの額になっているんですけども、うち 4 分の 3 は国が制度的に持つことになっている。これは、歴史的に見ると、4 分の 3 というのは 75% なんですけれども、かなり遡ると 80% を国が負担しているのを、国の負担を減らそうみたいな流れの中で少しずつ、少しというか 70% に減らされて、75 まで国の負担を上げて、自治体全体としては、さらに国の負担というのを求めていくというような動きがずっとあるというような分野だというふうに承知をしています。

残りの 4 分の 1 が自治体の負担で、これが基礎自治体である、このケースだと新宿区の負担ということになるんですけども、ただ、これもまた額として見るとそれなりの額になるんですけども、ここについても今度は、地方交付税交付金という、国から自治体に対して財政力に応じて交付金が交付されるんですけども、その額を算出するときに、生活保護関連の費用も考慮されているので、それも交付金を考えると、実質的な基礎自治体の負担は基本的にはないものというふうに言われているような分野です。

ただ、東京都の場合には、地方交付税交付金の不交付団体になりますので、これはないんですけども、今度は、東京はそれなりの財政力持っているので、東京都が各特別区に対して交付金を支給しているという形になっていて、確かにホームレス関連、それから生活保護の関連の特別区が支出したものに対して、それなりの額を算出して、各特別区に対してそれを、特別区に対する交付金として給付しているという形になっています。額面として見るとそれなりの額になるんですけども、そのうち 4 分の 3 は国庫負担、4 分の 3 の残りの 4 分の 1 のかなりの部分も、東京都から特別区に対する交付金によって賄われている。ただここは、一般会計という形になって、都から来るお金というのは、特に生活保護とかホームレスの事業に限って支出していいよという条件付きじゃなくて、何にでも使っていいという形で来るので、収入で見るとちょっと見えづらくなってしまうんですけども、かなりの部分が実はさっき言った交付金によって賄われているということにはなっています。

なので、そういう状況の中で、今度は、新宿区は、特に今はホームレスですね、まさに 260

番で今おっしゃってくれたところですけれども、新宿区の区長が今、会長を務めておられる特別区の団体が、東京都に対して今申し上げたような交付金の額をどうするのかとか、その基準をどうするのかみたいなことで、調整をするような団体があるんですけれども、そこでこの、まさに委員がおっしゃられたホームレスは特に、特別区の中でも多寡があったり、とりわけ新宿区は流入が多いということもあるので、費用面、それから実際事業を行うときの他の特別区、あるいは東京都と特別区間の関係みたいなことについてどうするかということは、議題として盛り込まれていて、たしか令和6年度もこれについて、都との連携を深めるとか、あと、都を通して国に対して、今まで支給されてきたような費用負担を維持するとともに、できたらそれを拡大してほしいというのは、今言った特別区長会を通して要望を出しているというところになっています。

それを踏まえると、今のご指摘というのは、そういう取組をしっかりと行ってもらいたいという趣旨で記載してもよいかというふうに思っているわけですが、以上、ちょっと長い前提になってしまったんですけれども、そういう状況であるということです。次で出てくる生活保護関連も、そういうところがあるということになります。

今、260のホームレスの自立支援なんですけれども、実際に特別区の区長会を通して行われている要望、あるいは区に対する調整、協議ですかね、それを念頭に置いて、基本的に委員がおっしゃられているようなことを、例えば、今申し上げた区長会において、都市部への集中化によるホームレスに関わる対策推進を、都や国に対して要望しているところであるというふうに、この部会、外部評価委員会としても承知はしているけれども、広域的なホームレスの対策事業における連携とか、それから区の実情に応じた財政措置などについての協議を、引き続き進めてもらいたいというような書きぶりにするということにはいかがかというふうに思うわけですが、これに関して、皆様のご意見等伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、取りまとめにはそういう形でよろしいかと思います。

地方交付税って、結局は国庫金で新宿区から徴収したものを、それを全国で交付して、逆に言うと、新宿区は負担が大きくて受け取りが少ないというのが現状だと思います。

ですから、今の流れ的にはおっしゃるとおりでいいと思うんですけれども、ただ、直接の支払いだけではなくて、マンパワーというのがどうしても、職員さんたちですとか、いろんな専門職の方々のマンパワーが関わってくると思いますので、その辺は都、国にもそういったマンパワーも含めてご協力をしていただくといいのかな、連携を取っていただくということを、強くお願いをしたいと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

ということでありますが、ほかの委員の皆様で、もしご意見ありましたら挙げていただ

ければと思いますが、よろしいでしょうか。どうでしょうか。

【委員】

おっしゃったとおりで問題ないというふうに思っています。

委員がお書きになった現在地保護のためという文言のところを、今の部会長がおっしゃった都市部の問題だということを、ちょっと強調して書いていただけたらと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、もしありましたら。よろしいでしょうか。

では、この260については、部会として、今出されたような形で、区の負担が財政的にも人的にも大きくなり過ぎないようにする方向で、都、国に対する働きかけというのを続けてもらいたいということを記載するということにしたいというふうに思います。

では、260については以上としまして、261から67、これ類似の事業ですので、こちらも委員お書きいただいていますので、この3つについて、それぞれないし全体ひっくるめて、お考えになったことお聞かせください。

【委員】

ありがとうございます。

一緒です。260と一緒に、やはり新宿区の負担ばかり増えないように、新宿区の負担を逆に軽減していく方法を、都や国と連携しながら図っていただきたいという、おおむねのところですので、一緒でございます。

【部会長】

ということでありますが、これに関して、ほかの委員の皆様、何かお気づきの点等ございましたらご発言ください。いかがでしょうか。

261については、そうですね、保護を受けている世帯の子どもたちに対する支援というのをやっているということでしたので、そういった事業の強化というのでも図ってもらいたいということでお書きになっているかというふうに思いますので、この点が1つ。それから、受給者当人も含めた保護者に対する自立支援ということも併せてしっかり行ってもらいたいというのが、261で書いていただいたことかと思うのですけれども、この点については、部会の意見としてよろしいでしょうか。

では、そうさせていただきます。

266番の事業、266、7が主に財政面ですね。今、改めて補足説明いただきましたけれども、ここで、委員が266について書かれた就労自立給付金ってあるのですけれども、これについて、記載する場合にはどのように記載しようかというふうにちょっと考えたんですけれども、ご存じのように就労自立給付金というのは、生活保護の中の仕組みの1つとしてありまして、比較的最近導入されたんですね。保護が多くなっている状況に対して、自立促進みたいなことが政策課題としては認知されるようになっていた中で、基本的にはこの給付制度というのは、経済的なインセンティブを付与して、生活保護からの自立、つまりこれ、行政

保護でいうと、保護の廃止というイメージになるんですけれども、この廃止に至った受給者に対して、一定の限度内、額とあと何年間前まではこの給付金を受けていないというような幾つかの条件を満たしている場合に、保護廃止になった被受給者に対して、数万円の給付、たしか上限が 20 万とかそれぐらいだったような気がするんですけれども、そういうものを給付して、それをもって保護から自立することを経済的に促すという仕組みというふうに理解しております。

それについての有効性の検証というのも、この 266 番について委員お書きになっているかというふうに思います。

これについて、何か補足的な説明ありましたらお願いいたします。

【委員】

やっぱりどうすれば受けられるのみたいな、要は給付ありきで、それに頼るという姿勢がどうしても見受けられるんで、困窮してどうにもならないから助けてというよりも、給付を受けることが前提で、それに条件を合わせるために条件づくりをしていくというのがあるので、そういうところをなくしていくためにも、やっぱりちゃんと本当に自立したくてするために、支給を受けて自立したんだよというところに結びつかないと、何のためにやっている事業か分からなくなるんで、そこは担保したいなというふうに思ったので書きました。

【部会長】

なるほど、ありがとうございます。

今ご説明いただいたとおりなんですけれども、この就労自立給付金自体はもう、言わば、ここという自立が決定した人に対して給付されるので、この場合には、その有効性ということであると、この自立給付金を受けた人のその後のフォローというか、しっかり自立的な生活が維持できているかどうかまで見据えてもらいたい、あるいは、そこまでフォローするような形で行ってもらいたいという趣旨になるのかなというふうに思います。

逆に、生活保護を受けた人が自立したかどうかというところを見たいのであれば、保護受給者に対する自立支援が有効に行われているのかって、多分話になってくると思うんですね。なので、自立給付金にどれくらいこだわるかということになってくるんですけれども、これは何かやっぱりこだわりが、あるいは、例の 1 つとして挙げられているということなんでしょうか。

【委員】

おっしゃるとおりで、こだわっているわけでは全くないです。ただやはり、支給されたからには、その支給の結果が、結果というのか、公費を出しているわけですから、それがちゃんとそのために使われたんだというのか、それが役に立ったんだということは、やっぱり確認しておかなきゃいけないのかなというふうに思っただけです。

【部会長】

ありがとうございます。

いくつか私のほうからお聞きすることができたんで、ほかの委員、今のやり取りを伺って、

あるいはそれに関連してありましたら、お聞かせください。

【委員】

生活保護、この問題、結構難しい問題だなと思っています。どういうふうに新宿区の中で自立支援していくということが、どういう形がいいのかなと。本来的には、困っている人がいて、その人が自立していくというのが、本当に地域で助け合うことができていいのかなと思うんですけども。

改めてこの保護費支給を見て、やはり就労自立給付金というのが88件というふうに、すごく少ない数字だなというふうに感じましたので、例えば、適切な給付と自立を支援しますということがこの事業の目的であるならば、保護費の支給の中で、就労自立給付金の額を、件数を増やすということを目指すということも入れてもいいのかなというふうに、ちょっと考えました。

皆さんの意見もお聞きしたいと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

【委員】

ここ、ちょっと難しいなと思っていたのは、生活保護を受ける方って、当然自立されることはすばらしいことだと思うんですけども、一方で自立、なかなか難しい方というのも受けているという認識をしていますというのと、あと、就労自立給付金に関して、山本先生のご説明を聞いたら、自立したという判断があったから給付されるお金という、期間を区切って支給されるお金という理解でよろしいですか。

【部会長】

ほぼ廃止っていうんですけども、だから、自立した、最低限の条件が整ったので保護は打ち切りますと。ただ、最初のほうは大変なので、保護が全くなくなると、そのところはこの給付金で、ということですね。なので、基本的にそういう趣旨です。

【委員】

それでいうと、そこから、場合によっては、生活保護をもう一度支給されるような状態になってしまう方というのもしらるのかなと思うんで、その辺だったらK P Iになるのかなという気はしたんですけども、それも病気でやむを得ないのか、本人がサボっているのかともなるんで、そこをK P Iにするとなかなか難しいんじゃないかなというのは、ちょっと今、伺っていた所感でした。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかにもいかがでしょうか。今の点に関連して、あるいはそれ以外でもしございましたら。

いろいろ考えると難しいところであるのでありますが、最初の委員がお書きになった、あ

と、今説明していただいたところを基本線に据えるならば、この就業自立給付金が、本来の目的どおりに適切に運用されているのかということもしっかり検証しながら、それぞれの仕組み、制度というのを運用してもらいたいという形で記載すれば、今、むしろもっとその支給件数って増やしたほうがいいのではないかという意見も一方であり、他方でそれは、制度の条件というのが自己目的化してしまっていて、それを満たすことによって給付を得にいうみたいな、逆インセンティブみたいなのが働いているとしたら、それは問題であるという指摘もあったので、ただ、やっぱり制度の目的自体は多分否定されているところではないと思いますので、制度や目的に照らして、しっかり適切に運用されているのかということを検証しつつ、必要なところに給付を行えるような形で、引き続き運用を慎重に行ってまいりたいという書きぶりにしたら、今お出しになっていただいたような意見をおおむね網羅する形にはなるかなというふうに思ったのですけれども、いかがいたしましょうか。そのような方向で、こちらについては記載するというところでよろしいでしょうか。

繰り返しますと、就労自立給付金等の制度の本来の目的に照らして、給付が適切に行われているのかを適宜検証しつつ、引き続きこの事業を適切に行ってもらいたいというような書き方ということになります。そのような形で、これについてはよろしいでしょうか。

では、そうさせていただきます。

続きまして、267の保護施設の事務費のほうですね。こちらについては、財政的な観点から、さっきの260と基本的に同様の趣旨で、後半は国、都への支援の要請を強化してもらいたいということですね。その前提として、増加してきているように見受けられるためということをお書きいただいているのだというふうに思います。

こちらについても、さっきと同じです、財政的な仕組みは、4分の3、国庫負担、4分の1、都からの交付金で交付している。ちなみに、生活保護の施設に関しては、ホームレスの方々の一時保護施設というのがここに該当してくるので、特に新宿区の場合は、先ほど委員がおっしゃっていたように流入が多いので、そうすると新宿区の負担が大きくなってしまいうというのもあって、東京都との連携と財政的な支援を行ってもらおうということで、もう枠組みとしてはあって、その上でさらに、でも、状況としては利用者が新宿区の人が多いので、ホームレスの一時保護施設とか、それは少し大き過ぎるので、そここのところの財政的措置もしっかりしてもらいたいというような形で、区長会とかでは都に対して伝えるとともに、都を通して国にもそういう要望を出してもらいたいということは、意見として出されているということまでは確認できていますので、先ほどの260と同様の形に、記載するとしたらなるのかなというふうに、個人的には考えております。

その上で、この267について、委員の皆様でお考えになっているところ等ございましたら、お聞かせください。いかがでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおりでよろしいかと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、こちらについても、施設の事務費に関する基準について、区の実情に応じた財政措置などについての協議、調整を都、あるいは国に対しては引き続き行ってもらいたいという書きぶりにしたいというふうに思います。

続きまして4ページ目ですね。270、73に進んでまいります。

まず、270のひきこもり相談支援、こちら、3名の委員が記載ありました。私もその1人でありましたので、まず私のほうで。

先進自治体の取組を参考にしながら、区の特性を踏まえて支援の充実化を図っていかうとする姿勢が見られたので、その点は高く評価できるのではないかというふうに考えたので、このように記載した。つまり、この分野はこれからしっかり力を入れていかう、そのための取組の基盤整備みたいなのを進められているという印象を持ちましたので、その方向でしっかり進めてもらいたいというのが、この趣旨でございます。

では、続いて、委員もお書きいただいているので、少しご説明ください。

【委員】

そうですね。これ、実数が分からないので、どのぐらいの方いらっしゃるのかが分からないと、その予算の規模が妥当かというのも分からないということで書かせていただきました。なので、それがないとちょっと判断が難しいんじゃないかなという感想です。

【部会長】

ありがとうございます。この点については、新宿区の場合、資料を見たんですけれども、内閣府がひきこもり調査を行っていて、全国レベルなのでかなり無理があるんじゃないかなと少し思ったんですけれども、全国で69.6万人だと。これを新宿区に当てはめるという形で、多分割り算していると思うんですけれども、そうすると、15から39歳で約1,900人が広義のひきこもりと推計されますというふうに、一応新宿区としては国の調査を、自分では実態調査していないんですけれども、こういう割合で存在しているんだったら、これを当てはめたら、区内では少なくともこれぐらいいるんじゃないかみたいな、推計値を出しているだけというのはおっしゃるとおりです。

なので、もしこれ、あとは部会で議論するときには、この点については、実態調査を行う必要もあるのではないかというようなことについては、ひきこもり支援のところについては、部会の要望として挙げてもよいのかなというふうに、個人的には考えております。

続いて、委員もお書きいただいているので、お願いいたします。

【委員】

ありがとうございます。

説明のときに、開設したばかりというお話があったので、今後周知をしていただくことと、それから他団体との連携を図っていくことで、輪を広げていくというのか、実効性を深めていただきたいなど。

特にひきこもりの予備軍という不登校の問題がありますので、不登校ってどんどん増え

ていて、いいこと、悪いことは別として、学校へ行くことが全てじゃないよ、別に行かなくていいんだよというのが、アピールがされ過ぎてしまって、学校現場では結構、小・中学校での不登校が増えております。ただ、学校としては、私もスクールコーディネーターですとか、地域協働学校やっている中で、年に1回出てくれば、それは不登校とみなさないとか、若干その定義が違ったりだとか、新宿区内でも熱心に取り組んでいらっしゃる学校もありますので、その点も含めて考えると、やはりきちっとした活動を広めていっていただくことがよろしいのかなというところで書きました。

【部会長】

ありがとうございます。そうすると、こちらのほうでお書きいただいた、まだ総合相談窓口ができたばかりなので、しっかり周知をして、それを拠点に、このひきこもり支援というのは、ほかの民間団体と連携を取りながら進めていってもらいたいというご趣旨ということでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

ということです。

他の2人の委員は、こちらのひきこもり相談支援に関しては、もし何かございましたら伺いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、このひきこもり相談支援のところの部会としての記載内容、どういうふうにするかということですが、すけれども。

そうしましたら、私は、支援の充実化を図ろうとしているなら、その方向性で取組を進めてもらいたいということですね。ここは、先ほどの委員のおっしゃっていることと若干重なっていて、さらに具体化して、ほかの団体との連携も図りながら、さらに周知もしっかり進めてもらいたいということですので、ここについては記載をさせていただく。

それから、委員がおっしゃったところについては、区内におけるひきこもりの件数については、内閣府の調査に基づいた推計値しか存在しないとするならば、今後この分野での施策を推進していくに際しては、より詳細な実態調査を実施する必要もあるのではないかなというように書きぶりでいかがかというふうに思うのですが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

【委員】

ひきこもりに関しては、相当数増えていると、自分の周りを見ても感じています。

それで、実態がどうなっているのかというのが分からないと、その施策にも反映されないということで、まず実態がどうなっているのかというのを調べてもらいたいということと、先ほど委員がおっしゃっていた、不登校に関して、私も結構学校に関わっているので、行かないでもいいよっていうのは、行かないでいいと思っちゃって、ずっと行かない、ひよっとしたら、何かきっかけがあったら行けるかも分からないけれども、そのきっかけが見つから

ないという子どもたちに対して、もう少しスクールコーディネーターなりスクールカウンセラーなりが力を発揮できるような予算をつけてほしいなと思います。

以上です。

【委員】

すみません。今のご意見とちょっと関わるんですけども、先ほど委員が、不登校の定義がちょっと学校によっても違うということで、そういった学校とこのひきこもり相談窓口との連携というのは、どういうふうになっているのでしょうか。もしご存じでしたら。

【委員】

ごめんなさい。ひきこもりって、これ、15歳以上ですね。

【部会長】

先ほどのこれは、年齢区分、ただあれですよ。推計するときにやっているだけで、その年齢層に限らないのではないかと思いますよ。小学校でもひきこもり……分からない、確かにそうですね。その場合、不登校になるのかな。

【委員】

不登校の人が、延長するとひきこもりになったり、登校していたんだけど、大人のひきこもりになるとか、いろいろあるのかなと思ったので、定義の確認でした。

【委員】

すみません、ちょっと雑談的な話になるんですけども、昨日たまたまテレビを見ていて、小学校1年から不登校になってしまった女の子が、何かそういう地域の、塾じゃないですけども、フリースクールみたいな感じのところに行って、中学受験して中学に入ったというのがあったので、本当にひきこもりの芽が、やはりそういうふうなところにあるのかなというふうに感じます。

それで、ちょっと今、話の中で感じたんですけども、前回の所管課の方のお話がとてもよく分かって、ひきこもりの支援というのは非常に長くかかるんで、長期的な支援ということで、伴走型で支援していきますということで、直ちに就労ではなくて、長く支援していきたいということで、とてもそれはいいことだと思ったんですね。

その一方で、委員がおっしゃったようなひきこもりの芽を摘むというか、なる前に学校に来られるようにする、あるいは何かもうちょっとそういう学校に対しての支援というか、そういうことも増やしていてもいいんじゃないかと。それが、学校に対する支援なのか、そういうフリースクールなり、ボランティア、NPOに対する支援なのかというのは、ちょっと分からないんですけども、そういうふうに感じました。

以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

今の点で、学校も含めていうところが、かなり多くの委員の方がおっしゃっていたことと重なる点かと思いますので、委員が他団体との連携に期待って書いてあるところを、もう少し

し具体的に作る形で、関連団体もあるので、他団体との連携と学校との連携の強化ということも図ってもらいたいという形にすれば、学校との連携を強化する上で、学校側で体制強化というようなことを課題とせざるを得ないということにもなるかというふうに思いますので、この事業の、ひきこもり相談支援の側から見たときには、学校との連携というのでも強化してってもらいたいという形で記載するというのはいかがかなというふうに思いました。そのような書き方でよろしいでしょうか。

あと、先ほどの、やっぱり実態調査は重要だというふうにおっしゃっていて、実態調査を実施する必要があるのではないかという点も、この部会としてのひきこもり相談支援についての意見内容に含めたいというふうに思います。ありがとうございます。

この270番事業については、そうしましたら、基本的にここに委員が書かれたものと、今のやり取りの中で明確になった学校との連携強化というところですね、そこを盛り込む形で、部会の意見としていきたいというふうに思います。

そうしたら、270は以上で、その下、273についてですね。

こちらについてお書きいただいていますので、よろしければ説明をお願いいたします。

【委員】

今、利用者はたしか9人とお伺いした記憶があって、キャパシティーは30なんで、これ以上増える見込みはないということであれば、棟数を減らすとか、あとは別の、例えばホームレスの対策に使うとか、有効活用してもいいのかなとは、住んでいる方もいらっしゃると思うので、今後ということにはなってくるんですけども、ということで意見を書かせていただきました。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

この点に関して、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

将来的にということですけども、今、委員ご自身もおっしゃっていただいたように、実際にこちらを利用しているという、利用という表現が適切か分からないんですけども、されておられる方もいるので、今すぐということではないということですよね。

【委員】

そうです、はい。

【部会長】

そのニュアンスはよく分かるので、例えば、そもそもこれ維持管理事業なので、存在自体を前提にして行われている事業ということになるので、維持管理と並行して、作業宿泊所の将来的な在り方についての検討も行ってもらいたいというような、少しちょっと、これでは物足りないという意見もあるかもしれないんですけども、この宿泊所そのものの将来をどうするのかという点も考えてもらいたいというような書き方にするのはいかがかなというふうに思った次第ですけども、いかがでしょうか、ほかの委員の皆様、そんな書きぶり

でよろしいでしょうか、ここについては。

【委員】

はい。

【部会長】

そうしましたら、273についてはそのような書き方で作って、後日皆様にご確認いただけるようにしたいというふうに思います。

以上を踏まえまして、個別施策のほうに戻りまして、I－6ですね。施策としてどう評価するかということで進めてまいります。

そうしましたら、まず評価だけで、それぞれ委員、ちょっと意見をお聞かせいただいて、今後の取組の方向性とその他意見については、まとめてその次に、意見を伺いながら部会案を取りまとめていきたいというふうに思います。

まずは評価でございます。

私は、成果指標1、これは生活保護の被保護者の就労割合というものでしたけれども、こちらについては、目標水準は下回っていたけれども、保護の受給者の自立支援においては、個別のケースに応じて、必ずしも早期就労にだけ重点を置いているわけではないという説明があったと。実際、保護対象者は就労支援に比べると少ないけれども、もろもろの自立支援も実施されているということなので、目標水準は下回ったけれども、必ずしも就労割合では測れないところでの取組もしっかりされているよということを主として念頭に置いてこのような記載をいたしました。

それから、生活困窮者の自立支援については、相談支援を中心に実施されていて、利用者のうち約1割に対しては包括、継続的な相談支援がしっかり行われているということ。

それから、ホームレスの自立支援については、先ほどちょっとやり取りがあった、新宿区に固有の状況、課題を抱えながらも、相談事業と並んで生活習慣を確立するための支援等からなる地域生活安定促進事業というのが実施されていて、指標で見ても達成はできていると。

ひきこもりに関しては、相談窓口ができて、先進自治体の取組も参考に、支援体制の一層の充実化が図られているので、おおむね順調というふうに評価してよろしいのではないかなというのが、私が記載したところでございます。

では、続きまして、順番に、お聞かせ願えればというふうに思います。

【委員】

書いてあるとおり、取組としては順調に進んでいるという認識を持ちました。

【委員】

私も、生活支援窓口を設けて、自立支援、就労支援などきめ細かな支援を行っているというふうに思いました。また、ひきこもり相談窓口も開設しということで、おおむね順調に進んでいるというふうに評価しました。

【委員】

私も、他団体との連携も含めて、おおむね順調に進んでいると思っております。

ただ、今後の増加に転じないように、ひきこもり予備軍ですとか、そういうことに対して今後取り組んでいただければいいのではないかなという記載でございます。

以上です。

【委員】

ここに書いてあるとおり、一人一人状況が全く違う中で、包括的に支援ができていると理解しました。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、まずは評価としては、これについては、皆様、今ご発言をいただきましたとおり、おおむね順調に進んでいるという評価でよろしいでしょうか。

記載内容に関しては、委員おっしゃったような、個別性に応じた包括的な支援ということ、それから、先ほどひきこもりのところの議論でもあって、今もご発言いただいたように、できるだけ周りの段階というところでの取組も評価してもらいたいというような趣旨というのを加えると、アクセントを置いて書くということで、記載、何でおおむね順調に進んでいるかについての理由としては、少し私の文章が具体的に書いていますので、基本的にはこういう、私の文案として皆様にご覧いただいているものを文章としては据えて、そこにひきこもりについての今のポイント、それから個別的で包括的な支援というのもしっかり行ってもらいたいというのを入れ込んでいくというような書きぶりで、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、そのようにさせていただきます。

こちらについても、最終的な文案については、事務局経由で皆様に、全体会に諮る前にご覧いただけるようにしたいというふうに思っております。

続いて、今後の取組の方向性に対する意見とその他意見・感想のところでございます。

私、それぞれ書きましたので、紹介させていただくと、今後の取組の方向性に対する意見については、2ページ目ですね。生活困窮者自立支援においては、縦割りに陥らないよう連携支援を一層深化させてもらいたいということ。それから、生活保護受給者の自立支援においては、保護世帯の子どもたちを対象とする支援の充実に期待していると。それから、ホームレス支援においては、地域生活安定促進事業を今後も柱にするという姿勢で取組を進めてもらいたいということ。ひきこもり支援については、書いてあるとおりですね。息の長く、個別性を踏まえた支援の体制構築というのを一層図ってってもらいたいというふうに書いております。

では、委員のほうから、お書きになったことについてお聞かせください。

【委員】

成果指標の被保護者の就労割合が横ばいのように見えたので、これが何か、横ばいのように見えると、あんまりうまくいっていないような感じも見えちゃうと思うので、やっぱり先ほど議論させていただいたとおり、生活保護を終了させることができる人とできない人というのもしらっしゃると思うので、できそうな人の中で就労割合みたいな補助指標を入れて、それが向上しているというふうにすれば、職員の方とか、あとその指標を見る区民の方の、お互いフラストレーション溜まらないんじゃないかなと思って、書かせていただきました。

以上です。

【部会長】

なるほど、ありがとうございます。

【委員】

ホームレスは大都市の問題であることを踏まえ、ホームレス連絡協議会など東京都と国との連携を引き続き進めてほしいということ。あと、数値での減少目標は難しいかと思うけれども、引き続き支援に取り組んでほしいと書かせていただきました。

【委員】

先ほどの経常事業と一緒に、要は、新宿区は流出、流入というのが、やはり動きが激しい地域でもありますので、そういう意味では、国や都との連携、また国や都の機関をしっかりと強調していただければと思います。

以上です。

【委員】

ここに書いてあるとおり、特にひきこもりに関して支援していただければいいなと思っています。

【部会長】

別の視点から提起されたような成果指標について、就労自立にとどまらない事業の成果を客観化する指標を追加することも考えられるのではないかという点と、あとホームレス支援に関しても、景気などの影響を受けないような指標というのでも検討してもらいたいという、これはヒアリングの際にもちょっと発言したことだったんですけども、ということ、私のほうでは書かせていただいております。

その他意見のところでお書きになったこと、先ほど、たしかこちらで触れてなかったですよ。ごめんなさい。ご紹介ください。

【委員】

見えにくいホームレス層とか、あとホームレスになる可能性のある人みたいなのが、確かに報道などを見てもいらっしゃるんだろうなというのはあるので、その辺を指標としてまず把握して、それに対してどうやって予算をつけてやっていくかというところで、そういったところも検討する余地はあるんじゃないかなと思って申し上げた次第でした。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

いかがでしょうか。その他意見のところで書きいただいたことです。

【委員】

すみません。ヒアリング等を通じてということなんですけれども、保護世帯には高齢世帯が多いということや、メンタルに問題を抱えた若い人たちが増えていること、それから短期間の保護から再就職を果たせる人もいるということで、そういった対応をされているということがよく分かったので、引き続ききめ細かい対応をお願いしたいというふうに書かせていただきました。

【委員】

具体的に、財政面やマンパワーでの都や国の負担をし、連携または強化をしていっていただきたいという趣旨でございます。

以上です。

【委員】

子どもたちがやっぱり未来に希望を持てるようなまちにしていってほしいというのが、私の根本的な区に対する期待です。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、基本的に今、委員の皆様、アクセントを置いておっしゃっていただいたことを盛り込む形で、この部会としての今後の取組の方向性に対する意見とその他意見・感想のところで記載したいというふうに考えます。

先ほど委員おっしゃったところでいうと、見えにくいホームレス層とかホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人についても、対応をしっかり図っていくということは重要であるということについては、確かに今後の課題というふうに言われているところでもあろうかと思いますので、今後の取組の方向性に対する意見として盛り込んでいくと。

それから、委員おっしゃっていた都や国との財政調整とか取組の連携についての協議というものをしっかり進めてもらいたいというのも、これ、今後の取組の方向性のところに入ってくるかなというふうに思いますので、そういったものを盛り込んでいくと。

それから、その他の意見・感想というところで、きめ細かい対応をしっかり今後もお願いしたい。それから、子どもたちが未来に希望を持てるような支援というのも、引き続き力を入れてもらいたいという旨を、その他意見のところで盛り込む。

それと、その他意見のところでは、指標について、私、それから委員が説明していただいたことについて盛り込むという形で、こちらでは部会としての評価案にしたいというふうに思います。

皆様、これで個別施策Ⅰ－６についてざっと見ましたけれども、この施策単位で見たときに、何かまだ発言なさっていない点でありましたら伺いますが、よろしいでしょうか。

引き続いてⅡ－３の事業、「暮らしやすい安全で安心なまちの実現」のところですね、こちらに進めてまいりたいというふうに思います。

Ⅱ－３なので、計画事業があるものです。改めまして、マンションの適正な維持管理のところから見てまいりたいというふうに思います。

まず評価については、皆様計画どおりでしたので、こちらについては、部会としては計画どおりということによろしいでしょうか。

では、その理由に関してですけれども、評価内容のところに記載していただいたところで、特にアクセントを置きたいところを中心に、皆様お書きになったことを紹介いただければというふうに思います。

私は、特にマンション管理に関する交流会等を実施して、そこでいろんな相談員の派遣などの仕組みもあるというのを周知して、この派遣事業につないでいるというような、かなり有効な取組がなされているんだなというふうに思いましたので、そこを評価するというところで、記載をいたしております。

【委員】

問題のあるマンションの把握もされていて、かつ、そのマンションに対する啓発活動とか情報提供がされているということで、適切にされているのかなという印象を持ちました。

以上です。

【委員】

私も、管理相談、管理セミナーとか研修会などを実施して、それに対する参加者の満足度も高いということ、適正化推進計画を策定して認定制度の運用を開始したということで、計画どおりと評価しました。

【委員】

私も、いろんな事業が開催されていて、それによる満足度も高いということで、計画どおり進んでいるかなというふうに思っております。

ただ、マンション管理、維持も含めてなんですけれども、それがマンションの居住者だけが満足しても、その周りに住んでいる戸建て住民ですとか町会ですとか自治会ですとか、そういうところとうまく連携が取れていて、初めて成功だというイメージを持っていますので、そこまで検証は難しいのかもしれないですけれども、見ていただきたいなというところを記載しました。

以上です。

【委員】

計画どおり実施できているなって思っています。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしますと、やはり計画どおりということで、ここの記載内容といたしましては、具体的にこういうのを行っていて、それはしっかり運用されているので、計画どおりとしていい

んじゃないかということでしたので、そういう書きぶりにすると。

今、改めて委員がおっしゃった点、管理組合だけでなく、地域との関係というところも重要な点だと思いますので、今後の取組の方向性ないしその他意見・感想のところで盛り込めたらというふうに考えますので、そのところも見てまいりましょう。

今後の取組の方向性与其他意見のところですよ。

私も書いておりますので、それぞれ1つずつ。

これは、今後の取組の方向性は引き続きお願いしますというようなことなので、大して言うこともなく、その他意見のところでは、ヒアリングのときに出ていたとおりなんですけれども、新宿区のマンション適正化推進計画というのが策定されて、かなり具体的な目標が記されておりますので、それに対応する定量的な指標というのを、この事業の成果指標に加えるということも考えられるのではないかという、指標に関する意見を記しております。

委員、それぞれお書きになったことを紹介ください。

【委員】

そうですね。セミナーをやって、満足度とか、そういうところを知りたかったので、実数の把握できていないんじゃないかって最初思っていたんですけども、マンションって実数把握しやすい部分であると思うんで、実数把握されていたというところなので、その辺含めてアピールいただいたほうがいいというのと、それを基に指標をつくられたほうがいいって、先生もおっしゃっているというのは感じたので、そのあたりを書かせていただいております。

以上です。

【委員】

私は、今までどおりセミナー、管理相談、適切な維持管理を進めてほしいというふうに書かせていただきました。

【部会長】

今行っている取組は、着実に今後も推進してもらいたいということですね。

【委員】

はい、ありがとうございます。

【委員】

適正化推進計画に基づいて強い推進を図っていただきたいということと、同時に今、町会・自治会活性化推進条例というものをつくっていく中で、マンションの立ち位置というのか協力の仕方だとかということも細かく入っておりますので、そういうものに連携するために、やはりきちっとマンション管理組合が自治をしていかなければいけないというところを推進していただければよろしいかなと思っています。

【委員】

今、中古マンションの問題が多く出されていると思うんですね。その再生に支援していただければいいなと思っています。

【部会長】

なるほど、そこで再生というのをあえてしっかり書かれているのは、そういうご趣旨があってということなんですね。再生というところもしっかり。

【委員】

なかなか、お金の面でも、1つのマンションに入っている人全員が賛成にまで行き着かないマンションがすごく多いと思うんですね。そこで、区が力を発揮して、その支援、お金の面でも、それから方法の面でも、あと近隣の中古マンションの交流会についても支援してほしいなと思っています。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、基本的に、今後の取組の方向性与其他意見に書いていただいたことは、今後の取組の方向性に記載するか其他意見に記載するかという場所は変更の可能性ありますけれども、基本的に盛り込む形で文案を作成したいというふうに思います。

そのときに、アクセントとしては、今おっしゃっていただいた再生支援というのも視野に入れるということ、それから地域との連携、それから指標の在り方についての工夫、それから、分譲段階から適切な管理をとというような趣旨を、こちらのほうにはお書きいただきました。そちらについては、何か補足的な説明ございましたらお願いいたします。

【委員】

マンションも1つの経営なんで、本来は分譲した段階、購入した段階で積立金、修繕積立金がありき、管理規約がありきって、ちゃんとそれが整っているのが本来の姿だと思うんですね。それがないからこそ、今こういう問題が出てきているんで、その辺をきっちりとやっ
いていただくこと、本来はそれがあって当たり前のところを今やっているんだよということを、やっぱり認識していただきながら、区のご指導というのは、ご助言や協力もいただきながら、きちっとそこを進めていただきたいというふうに。

今、保養所がマンション化して、そういうところが積立修繕金をやっていなくて、すごいトラブルになっているという、そういう実態もお聞きしておりますんで、本来の姿にきちっと戻していただきたいなと思っております。

【部会長】

ありがとうございます。そうですね、最初の分譲段階から、しっかり適切な管理を促すような視点というのを持ってもらいたいということで、どこかに記載するという形にできればというふうに思います。

【委員】

先ほど委員がおっしゃっていた、町会の活性化というところで、新しく分譲マンションとか賃貸マンションにしても、造るときは、町会に説明に行くというのが入っているんですね。それで、うちの地域でも説明に来ていただいて、それで、最初から町会に加入するというのを条件にするというような施工主、それから所有者がいます。

だから、やっぱり町会の活性化条例の中に、あらかじめ建てる前に町会と話をするというのは大切なことだなと、つくづく思います。

【委員】

ありがとうございます。それが盛り込まれた原因というのが、我々町会に対して、建てますよ、こういう施主ですよという説明があっても、結局建ち上がった瞬間にそれを反故にされてしまうケースが非常に多かった。また、転売される、もう建って1年もいれば転売されるというマンション、1棟型のマンションが多かったものですから、そこをやっぱりもう少し、義務まではできないけれども明記しましょうということで明記していただいているところでございます。

【部会長】

なるほど。

【委員】

これって、すごく面白いというか、いいことだなと思っているんです。町会と建てられるマンション、それから中古マンションにしても、この1項があるために、連携がうまく取れる、それからつながりが持てるというところで、町の活性化というところではとても重要なことだと痛感しています。

【部会長】

今の点に関して、委員の皆様、いかがでしょうか。

【委員】

それでいうと、私の印象なんですけれども、まず、85年ぐらい以降に建つマンションって、一応管理組合とか、その辺の制度が法制度化された認識で、それ以前のマンションというのが、そもそもそれがないまま建てちゃって、自主管理で放置されているという問題があって、という認識なんで、今のマンションは、一応それが大丈夫なのかなというふうには思っています。ただ、修繕積立金が不足しているとか、そういう問題はあるとは思いますが、それでも。

というのと、今、委員がおっしゃった、最初建てたときは町会に入っていて、それでオーナーさんが替わっちゃって、その方が町会に入らないとか、そういう感じなんですか。

【委員】

両方あります。建てるよといって、建った瞬間に、オーナーは分かっているんですけども、全く無視されるとか、入ったとしても、オーナーがチェンジしたんで、今後は入りませんとかというケースと、両方あります。

【委員】

なるほど、ありがとうございます。それでいうと、ここって分譲マンションの話なのかなと思って、1棟全部ワンオーナーさんって、これの対象ではなかった気もしていて、別の問題な印象も待ちました。

以上です。

【部会長】

もしそうだったら、ただ、それでも町会に加入するみたいなところは多分、お二方、そのほうがやっぱりよいんじゃないかというか、その方向性ということであつたと思うんですけども、基本的にそこは管理組合の判断ということで、マンション住民的に見るとなるとということでもあるというね。

【委員】

そうですね。最近建てるどころって、大体町会行くんじゃないですかね。

今のうちのマンションは、町会費払わせていただいています。

【事務局】

今、マンション管理適正化推進計画を見ているんですけども、対象としては分譲って書いていますね、計画の対象ということで。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、これ、ただ、2名の委員の方おっしゃっておられるので、先ほど委員がここで記載もされている、分譲段階から適切な管理を促してもらいたいというところに加える形で、町会との関係も含めて、適切な管理というのを促す視点というものも重要であるという書きぶりにすることによって、最終的な自治団体である管理組合の判断に委ねられるんだけど、できるならば町会との関係、加入するしないも含めてしっかり判断して、町会が持っている社会的機能の重要性というのもしっかり理解して、マンション管理の運営も行ってもらいたいということを含めて、分譲の段階から、ただ修繕等の管理だけではなくて、町会との関係というのも、適切な関係とか良好な関係という、ちょっとそこら辺、文言はちょっと預らせていただいて。ただ、町会との関係というのは、これ、分譲段階からというところに盛り込む形で加えるということにしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、そのように書かせていただきます。これも、最終的な文案については、皆様に後日ご覧いただく形にしたいと思います。

それでは、5ページ目のところから、395、民泊の適正な運営の確保について、3名の委員の方が意見挙げていただいておりますので、順に簡単にご説明願います。

【委員】

うちの周辺にも、民泊の掲示していないまま、毎日スーツケース転がして出てくるような部屋が2、3軒、ただただでもあるんですよね、半径100メートルぐらいで。というのもあって、その辺でいろいろな事件がこれから起きるんじゃないかなと思っていて、その辺、先手先手でもうちちょっとここは力を入れてやったほうがいいんじゃないかなと感じたので、

こう書かせていただきました。

以上です。

【委員】

私も同様に、旅行者の増加に伴う、地域の方々からの苦情とか増加が予想されるので、引き続き適切な指導を行ってほしいと、記載させていただきました。

【委員】

もともと民泊業法に基づいて、区は適正に指導されてきて、それに従わなければ警察も帯同するというような方向で今まで動いてきたというふうに、私も聞いておりますので、法令をきちっと守らせるように、所管庁とも連携を取って、今後も進めていただきたいという内容でございます。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、お三方、今口頭でも説明いただいた点を、この経常事業については盛り込む形で、今後も民泊施設の利用者の増加に伴って、地域住民の苦情増加等も予想されるため、事業者への指導などの対策を先手先手で講じていくことが望ましいと考えるという点、それから、最後に委員がおっしゃっていただいたところに関連して、いわゆる違法民泊の取締りにも注力してもらいたいということを、部会として記載すると、意見として、いかがかと存じますが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、こちらについてはそのようにさせていただきます。

続いて、396、路上喫煙に関して、3名の委員、こちらも意見いただいております。お願いいたします。

【委員】

これ、難しい問題ではあるかなとは思いますが、やっぱりパトロールしたことによって、本当に改善されたのか改善されていないのかというのが、やっぱり分かりづらいなとは思っていて、例えばなんですけれども、今年は一旦やめてみて、どのくらい数字変わるのかとか見てもいいかなと思ったんですね。その辺の指標としての、もうちょっと、どう取っていくのかというところは課題かなとは思ったところで、比較的成本がかかっている事業なんで、その辺はちょっと考えてもいいんじゃないかなと思った次第です。

以上です。

【委員】

私も、路上喫煙の禁止というのは、既に広く周知されているので、路上喫煙というよりも、ポイ捨て防止のほうを強化すべきではないかなと感じました。403番のほうのポイ捨て防止のまちづくりの方向につなげていただきたいというふうに書かせていただきました。

【部会長】

ありがとうございます。これ、観光案内所のところについての補足ありますでしょうか。

【委員】

観光案内所において喫煙防止の何か持っているのか、書いてあったような気がします。

【部会長】

周知のところですね。観光案内所における啓発ニュースやチラシの配付を行っている。

【委員】

それが、喫煙防止よりもポイ捨て防止のほうを強化したほうがいいのではないかなと感じたということです。

【部会長】

そうすると、もし入れるとしたら、403 のポイ捨て防止のところに、この路上喫煙対策と同じように観光案内所における啓発というのを行ってもらいたいということになるという理解でよろしいでしょうか。

【委員】

はい。すみません、ありがとうございます。

【部会長】

貴重な提案かと思いますので。と同時に、396 については、403 のポイ捨て防止とも連携してというようなことになるんですかね、視点としては。という理解でよろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

403 との連携、観光案内所、分かりました。

続いて、お願いします。

【委員】

この間ご質問させていただいたときに、ポイ捨てに対しては罰則規定、罰金があるということでお聞きしたんですけれども、喫煙に関しては罰則規定がないというふうに、この間おっしゃってましたので、逆にやはり、今、必ずしもポイ捨てするようなたばこじゃない、電子たばこだとか、いろんな形のたばこが出ておりますんで、やはり喫煙自身を、歩行喫煙禁止に対しても罰則を設けるぐらいに厳しい姿勢であっていいのかなと。千代田区なんかはたしかそうだったと思うんで、隣接区がそうであれば、新宿区も厳しく対応してもいいのではないかなというふうに思って書きました。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。委員のご指摘もありましたんで、ちょっと私のほうでも、区としてどう考えられるのかというのをちょっと見てみたんですが、ホームページで、罰則を設けている自治体もあるが、新宿区では条例に罰則を設けていません、違反者を取り締まるのが

目的ではなく、人を思いやり迷惑をかけないというマナーの基本に立ち戻って路上喫煙はやめていただきたいと考えているということで、マナーに訴えて、罰則によってなくしていくという方針は取らないという考え方に基づいて、罰則ではなくそもそもマナーのほうを高めていくことによって、この問題の解消を図っていくという考え方に立って、罰則をあえて設けていないということであるようであるというところまでは、確認ができました。

この点については議論もあろうかというふうに思いますので、ポイ捨ても含めて路上喫煙対策について、やはり罰則規定化していくということ、部会としての意見として出すか、あるいは、記載の仕方としては、そのような意見もあったという形で、部会全体の意見では必ずしもなかったというような書きぶりにするかとか、幾つか書き方としてはあると思うんですけども、このあたりは、ほかの委員の皆さんのご意見を伺って判断してまいりたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。これは、他の自治体は、あっても基本的に適用しないというような運用をしているところもあるみたいです。

では、これ、どのように取り扱いましょうか。もっと罰則を強化して、この問題、路上喫煙を減らしていく、なくしていくという方向で進めてまいりたいという意見を、部会としての意見とするかどうかというのが、1つポイントかと思われます。いかがでしょうか。

【委員】

罰則があったほうが効果的かどうかというのが多分論点だと思っていて、それが私、今のところどっちがいいのかが分からなかったのも、何とも言えないなと思っていたところなんで、その辺の調査とかをしてみるというのを、補足意見として書くのはいいのかなと思ったんですよ。

【部会長】

なるほど。

【委員】

あと、私の感覚なんですけれども、千代田区で吸う人は、新宿区でも吸うんじゃないかなという気がしていて、それで罰金取られるか取られないかという差はあると思うんですけども、そういうマナーの悪い人はいるので、それに対してどうアプローチしていくかというところかなとは思いました。

【部会長】

ありがとうございます。

【委員】

同じ意見です。そして、あと周知活動のところで、民泊の関係もあるんですけども、ほかの国の人が旅行などで来て、ポイ捨てとか、それから路上喫煙する人が、うちのまちはすごく多いんですね。それで困っていて、ちょっと言いに行ったら、英語、韓国語、中国語、のポスターが、A3、それからA4、無料でいくらでもあげますよということで、そんなのがあるということすら知らなかったのも、その辺の周知方法をもう少し具体的に知らせたほうがいいんじゃないかなって思います。

【委員】

おっしゃるとおりで、先ほど部会長がおっしゃっていただいたように、罰則規定はつくるけれども、運用をそんなに厳しくしないという、例えば注意するときに、マナーですよといった場合に聞いてもらえるか、罰則があるんですよといったときに聞いてもらえるのか。我々、その声をかける立場の人間からすると、マナーですよと言ったらけんかになるだけで終わってしまうので、本来ここは吸っちゃいけないところなんですよという言い方ができるほうが、より担保というのか、実効性はあるのかなという気はします。

以上です。

【委員】

今ちょっと、委員のお話を聞くまでは、罰則は要らないんじゃないかなと思ったんですけども。それはなぜかという、吸い殻ごみって本当に多いんですよね、歩いていると。大体吸っている人って、私の周りなんですけれども、誰もいない道で気持ちよく吸っているわけなんですよ。そうすると、人がいるときはちょっと隠したりやめたりとかするので、そういう意味では罰則までは要らないんじゃないかなと思ったんですけども、今、お二人のご意見を聞いて、どうしても注意できない、そういうことがあれば、罰則規定をつくるなり、あるいはそういう人が集まりやすい、たむろしやすいとかいうか、何かそういうところがあったら、そういうところを重点的に注意喚起していくという、そういうことも必要なのではないかなと思いました。

【部会長】

皆様、意見をお出しいただいてありがとうございます。

そうしましたら、この罰則化に関しては、基本的に盛り込む方向で。ただ、文言としては、委員が整理してくださったように、その効果というのは必ずしも明確なわけではないので、他の罰則規定を設けている自治体の事例なども参考に、より効果的な取組方法についての検証、検討を進めてもらいたいという形で、罰則化に関して盛り込むという書きぶりにするのでいかがかというふうに、皆様の意見伺っていて思ったのですが、そのような形にするということでご同意いただけますでしょうか。

では、これについては、そのような書きぶりにさせていただき、もう一点、委員がおっしゃった、特に海外からの来街者に対するこの点に関する周知にも力を入れてもらいたいというのは、こちらのほうの文言のところ、シートのほうにはお書きになっておられなかったもので、これは盛り込む形でしたいかと思うのですが、これもご同意いただけますでしょうか。

確かに、それは重要そうです。なので、その周知に関するところと、より効果的な取組の方法を模索する段階で、罰則化がどれぐらい効果あるのか検証もしてもらいたいという形で、部会の意見としたいというふうに思います。ありがとうございました。

続いて 400 番、屋外広告物に関する事業について、お書きいただいていますのでご紹介ください。

【委員】

はい、ありがとうございます。

大分減ってきてはいるんですけども、やはり不動産広告ですとか電柱のそういったものの貼り紙ですとか、業界の中でも注意喚起、またパトロールもしているというんですけども、結果やっぱり後を絶たないんで、そういった業界なのか業界団体なのか、そういうところにも周知徹底というのか、強い指導を求めていってもよろしいのかなというふうな思いで書きました。

【部会長】

ありがとうございます。

これに関しては、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

これについては、委員がおっしゃっていただいた、そこに書いていただいたものを基本線として、まだまだ貼り紙などは後を絶っていないので、事業者に対するより効果的な指導を行ってもらいたいということで、部会としての意見としてはいかがかと思えますけれども、そういった書きぶりでもよろしいでしょうか。

では、そうさせていただきます。

ここについては、経常事業が結構数があるので、少しまとめて進めていきたいというふうに、以下は思います。

ちょうど6ページに4つが並んで、これが、このところの経常事業の全てなので、もし何か、それぞれの事業に関して意見追加ありましたらご発言いただく形にして、まず、ここに書いていただいたものをご紹介いただく形で、403、405、この2つで、委員お書きいただいていますので、この2つについてご紹介ください。

【委員】

ありがとうございます。

ポイ捨てについては、なかなか出たごみを拾うというのか、撤去することよりも、やはり出さないという方向に少しシフトして、そういった、例のハロウィンのときに、渋谷区は外で飲めないように飲み物の販売を停止するとか、そういうこともやられて、新宿区もそれを取り組むということになりましたけれども、出さないように業者さんのほうにも適正な指導というのか、お願いをしていくというのも方法だと思いますので、そちらのほうも視野に入れていただきたいということ。

405も同じで、自販機もこれ、ごみを出す人というよりも、やはり売り手側、自販機を設置する段階で100%ごみ箱を設置する、回収業務もするというのを義務づけるということで、これも解消できるのではないかなというところで書かせていただきました。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

403については、先ほど、観光案内所でこの点についてもということがあったので、そこもこの中に盛り込んでいく。その上で、書いていただいた、事業者への働きかけというのを、

より積極的に行ってもらいたいということになるかというふうに思います。

この点に関しては、ほかの委員の皆さん、もしご意見ありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

すみません、質問なんですけれども、委員がおっしゃるごみが発生する事業者というのは、コンビニとかファーストフードって、そういう理解でよろしいでしょうか。

【委員】

おっしゃるとおりです。先ほどおっしゃっていたように、大久保ですとかあの辺は、露天的な店舗も多くて、ごみ箱も設置していない状況で、ただあれも、インスタで撮ったら、食べるのが目的じゃなくて、写真を撮ってそこへ捨てていくというのが、いつとき問題化されていまして、売り手側としてもやはり、そういうことをしないようにという注意喚起をしていくとか、ごみ箱をきちっと設置して、そういうものを回収する努力を事業者がすると、そういう方向で少し解決できるんじゃないかなと思いました。

【委員】

インスタ映えのその問題は結構大きいと思いますので、この点、ちょっと具体的に記入していただけたらなというふうに、先生をお願いします。

【部会長】

なるほど。でも、あんまり具体化すると、狙い撃ちみたいな書き方もあんまりよくないのかなと思いますが、やっぱりやや一般化して、ごみが発生する事業者に対してという書き方にされていますので、この表現をちょっと基本にして、おっしゃったようにもう少し何を指しているのか分かるような形で、文言を考えたいというふうに思います。

これに関して何かございますか。

【委員】

405 でも大丈夫ですか。

【部会長】

はい。

【委員】

405 に関して言うと、自販機は今、ごみ箱を設置した場合に、ほかのごみも結局捨てちゃうという人が出てくるという話を、この間ヒアリングで確認したんですけれども、それって、ペットボトルと缶を売っている事業者の方が、そのごみを仕分けて、それ事業ごみになっちゃうから、自分のコストで捨てなきゃいけないと思うんですね。それって結構、事業者の方からすると、何か割に合わない話にも聞こえるかなと思っていて、そういったところは環境清掃部の事業なんで、その辺のちょっとセットとか、そういう話にすると、何か進めやすいかなと思った次第です。

感想ですけれども、以上です。

【部会長】

ありがとうございます。これ、確かに条例とか区の説明を見ると、自販機対策のところは、リサイクルと一環でやっているんですよね。なので、リサイクルという点で見ると、混在しているみたいなのところもあるので、リサイクルのところに出ていた補助的な仕組みというのも対象とするということも考えていいんじゃないかということですよ。

【委員】

そうですね、はい。

【部会長】

これは、アイデアとしては面白いアイデアかと思いますので、いかがでしょうか。405のほうに、部会として検討してはどうかというような書きぶりで盛り込んでもよいのではないかなというふうに考えますが、それについてはよろしいでしょうか。

戻りますと、403については、町会ボランティアの活動を否定するものではないということなので、それだけだと難しいということですね。

なので、事業者にももっと積極的に働きかけてもらいたいということですよ。

【委員】

そうです、おっしゃるとおりです。

【部会長】

そのあたりもちょっと、変な誤解が生じないような形で、ただ、後者の事業者に対する働きかけというところは、先ほどお二方にも出していただいていますので、注意喚起とか、それからごみ回収の工夫を行うように促す取組というのを、しっかり検討を進めてもらいたいということを書くことにしてはいかがかというふうに思います。403については、したがって、委員がお書きになったものを、口頭で説明していただいたことに留意して、部会の意見とするという形でよろしいでしょうか。

それから、405については、これも委員がおっしゃっていただいたのを基本としながら、今委員がおっしゃってくれたリサイクル事業との関係というのも視野に入れて、補助等も対象にしていくというような方向性もあり得るのではないかなということについて、意見として加えるということにしたいというふうに思います。

【委員】

すみません。今の403なんですけれども、2番に繁華街道路清掃委託を毎日実施というふうに、内部評価のほうであるんですけれども、大久保の繁華街は、これには含まれていないということなんですか。

【委員】

403の②のごみゼロデーですか、じゃなくて。

【委員】

ごみゼロデーじゃなくて。

【委員】

(2)の繁華街道路委託……ごめんなさい、これがどの程度の範囲でやっているのか。

【委員】

そうですね。だから、もしかしたら、この事業をしたときは、歌舞伎町辺りか何かの1本だけだったりかもしれないので、もしかしたら繁華街の概念が、当時と今とちょっとずれているのかなと。

【部会長】

そうですね。それでいうと思い出した。396に路上喫煙あって、そこについて、実効性とかというのにもっとしっかりと検証して行ってもらいたいという趣旨でご発言いただいて、それ、具体案にもするという方向になっていますので、ほぼ同じ趣旨で、今指摘していただいたこの清掃委託を行っている対象地域が適切なものであるのかというのも、しっかり検証しながら事業を進めてもらいたいということは、さっきの路上喫煙と同じ趣旨で盛り込めるかなというふうに思います。

そういうことですので、これも加えるという形でよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員】

それでという、私メモしていたんですけれども、大久保では土日祝やって、1,257万かかっていると聞いたような気がします。それ、土日祝だけなのが妥当なのかとかは、確かにあるかもしれないですね、今の混雑状況ですと。

【委員】

すみません。ありがとうございます。

【部会長】

そうしましたら、407、8に進めてまいりたいと思います。

2人の委員にそれぞれ意見をいただいていますので、まず407事業について、書いたことをご紹介します。

【委員】

戸建て住宅リフォームについては、高齢者を狙った詐欺被害も多いので、区が主催するリフォーム相談、業者のあっせんは、そういった詐欺被害の防止の効果もあると評価します。

以上です。

【部会長】

それでは次に、408へのご意見についてご紹介ください。

【委員】

利用率が減っておりますけれども、この間の説明のときに、セーフティネットの関係もあって、ゼロにはしづらいというところもご説明がありましたので、その辺を今後も見つ、ちゃんときちっと判断していただければと思って書きました。

【部会長】

ありがとうございます。

今それぞれご紹介いただきました 407、408 事業への意見に対して、ほかの委員の皆様から何かありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、407 については、特に高齢者の被害防止の効果というのを期待できるのではないかと、部会の意見としても盛り込んでもよろしいのではないかと考えましたが、ほかの委員の皆さんもよろしいでしょうか。

408 は、書き方に慎重を要するようにも思われるのですが、事業住宅の将来的な在り方についても視野に入れてというご発言だったと思うんですけども、事業住宅の管理運営について、廃止に関する言及まで入れるかとかいう判断もあろうかと思います。もしほかの委員の皆様からご意見あれば伺って判断していきたいと思いますが、これに関して、委員の皆様いかがでしたでしょうか。

【委員】

先ほど自分でも言いましたように、セーフティネットの関わりもありますんで、あえてどうしてもここに載せたいというわけではないんで、皆さんがよろしければカットしていただいても全然問題はないです。

【部会長】

ただ、見直しというところは重要かなと受け止めました。セーフティネットなので、ある程度受け入れる枠は常に持つておくということは重要でもあるように思いますし、この住宅利用されている方もおられるので、その方が見たときのことも考えると慎重に書く必要があるかと思います。でも、この見直しの視点を持ってもらいたいというのはごもつともなことです。例えば、管理する戸数とか住宅提供の形態などを適宜見直す視点を持って、この事業を行っていつてもらいたいという形で、戸数を究極的にはゼロとするということも含めて、見直しの視点を持って進めてもらいたいという書きぶりにするのではいかがかと存じますが、それでよろしいですか。

では、そのような文言で最終的に調整したいと思います。ありがとうございました。

最初に戻りまして、この施策全体をどう評価するかというところでございます。

まず、評価については、皆様、おおむね順調ということでしたので、これが部会としての評価になろうかと思います。

その理由のところであります。

私は、民泊問題はしっかり取り組んでもらいたいとか、マンションの維持管理については工夫ある取組も見られるのでその点は評価できる、だから全体としてはおおむね順調と言えるんじゃないか、ということを記しております。

それでは評価理由のところについて、アクセントを置くべきポイントがあったらそこを中心に記載されたことをご説明ください。

【委員】

全体的には順調に進んでいるというふうに評価したので、この書きぶりにしています。

【委員】

おおむね順調に進んでいるという評価で、今まで見てきたようなマンションセミナーやそのほかのことについて、事業が進んでいると思います。

ただ、内部評価のほうにも、街中を大音量で走るアドトラックやデジタルサイネージやたばこの吸い殻や空き缶のポイ捨て問題などがまだ解決されていないということが書かれていたので、そのことに関しては、引き続き適切な施策を図っていただきたいと感じています。

【委員】

各事業項目ごとにはそれぞれ結果が出ておりますので、おおむね順調に進んでいると思っております。

今後の方針として、法令遵守の周知徹底を図っていただければと考えております。

【委員】

同じです。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、評価としてはおおむね順調で、評価理由については、具体的なところだと、それぞれ空き家対策、ポイ捨て防止、騒音、民泊、マンション適正管理がありますので、具体的にこういう取組がなされているということを組み立てる形で、皆様お書きいただいた文言を利用させていただいて、文章にしていきたいというふうに思います。

その際、1つのポイントとして、街中を大音量で走るアドトラックとかデジタルサイネージによる光の害という課題はあるので、そこについて有効な対策等の検討を続けてもらいたいというようなことを、この文に盛り込むという形で案を作成したいと思います。

では、続きまして、今後の取組の方向性与其他意見のところ、2ページ目のところでございます。

私が書いたところからご紹介させていただくと、今後の取組の方向性については、空き家対策では、高齢者福祉分野との連携で住まいの終活に関する取組というのをなさっているそうなので、それはぜひ進めてもらいたいということで、こういう取組に期待していますという形で記しています。

それから、民泊問題については、ルールブック改定等が行われているというところですので、それが効果を上げることを期待していますと記しております。

其他意見のところについては、指標ですね。指標で、暮らしやすく安全で安心なまちということを目指しているんですけども、それって、実際に生活している人がどう感じているのかを測ることは、やっぱり重要じゃないかなと思いますので、区民の意識調査というのを指標に追加することも考えてもいいのではないかなというふうに記載しました。

では、このような形で、今後の取組の方向性与其他意見で書かれたところについて、お願いいたします。

【委員】

個別の議案でも議論になったかと思うんですけども、やっぱりポイ捨てとか民泊問題

とか、比較的皆さんが興味を持つ分野というのは、成果指標を設定されていると、区が取組が進んでいるかどうか分かりやすいなと感じた次第です。

【委員】

引き続き課題に取り組んでほしいということです。

以上です。

【委員】

おっしゃっていただいたとおりです。

【委員】

そのとおりです。

【部会長】

そうしましたら、今、皆様挙げていただいたこと、ここに書かれていることを中心に、文言を組み立てていきたいと思います。

その他意見で、ヒアリングのときのやり取りでも出たネズミ、ハクビシン等の問題についての取組もしっかり行ってもらいたいということをお書きになっていますので、ほかの事業とも連携をして、しっかり成果を上げていくようにしていただきたいということで、ここも盛り込む形にはいかがかと思います。

では、ここに書いていただいたことを、その他意見に記載するか、今後の取組の方向性に記載するかは、お任せいただくことにして、原案を作成することにしたいと思います。ありがとうございます。

では、この施策について一通り見ましたけれども、何か皆さんのほうでお気づきになって、十分拾い切れていない、あるいはこの評価のところでぜひこれは盛り込んでもらいたいということがもしありましたら、挙げていただければと思いますが、今の段階ではよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、今日最後の3つ目の個別施策ですね、Ⅲ-14へと進んでまいります。こちらは、計画事業が幾つかある事業です。

では、計画事業から見てまいります。

計画事業の61、新中央図書館等の建設についてです。

こちらの評価は、皆様計画どおりですので、部会としての評価も計画どおりとしたいというふうに思います。

理由について、私が書いたところでは、他の区の中央図書館視察なども行って、図書館の在り方についての検討が進められていたので、基本的には計画どおりと評価してよいということで記しております。

それぞれお書きになったこと、それではお聞かせください。

【委員】

今後の建設に向けた第1歩が行われているというところは理解したとなっています。

以上です。

【委員】

図書館運営会議を開催し、視察も行ったということで、計画どおりと評価します。

【委員】

この間のヒアリングのときに、新中央図書館の充実により、近隣のほかの図書館も使い勝手がよくなるというふうにお聞きしましたので、いいことだと、計画どおりだと思います。

【委員】

視察を行って今後のことを検討しているので、計画どおりと判断しました。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、実際に行った視察とか、書いていただいたことを挙げて、しっかり計画どおりこの事業行われていたので、計画通りと評価しましたという形で記載したいというふうに思います。

今後の取組の方向性、それからその他意見のところについて、私としては、区民の意見、要望に対するアンテナを高く張って検討を進めてもらいたいということを、今後の方向性のところに記しております。

この2つの今後の取組の方向性とその他意見のところに記載したことに関して、それではお聞かせください。

【委員】

今年のアクションプラン、比較的ふわっとしたものだった印象が残っているので、次年度以降、より具体的な行動計画とか指標が欲しいなと思った次第です。あと、図書館の視察に行かれたとあるんですけれども、ほかの図書館がどういった手法で運営されているのかとか、そのあたりも含めて、将来的に実際建ったときのところも考えていつていただきたいなと思ったので、それを記載しています。

以上です。

【委員】

この事業自体が、新中央図書館等の建設ということで、新中央図書館という名前が出てくるんですけれども、計画から10年以上経過して、図書館というものに対するニーズもとても大きく変化していると思うんですね。そういった箱物、大きな建物が必要なのかどうか。杉並区の中央図書館を視察されて、杉並区にあるんだから新宿区も、となってしまうような気はするんですけれども、紙媒体の資料収集からデータ保存に移行していたり、あるいは図書の配本サービスというのがとても効果を上げていることなどを考えると、遠くの大きな図書館よりも、小さな図書館が身近な地域にあるほうがいいのではないかと、個人的には考えております。

とはいえ、図書館運営会議の議事録を読ませていただいたんですけれども、やはり10年前に新中央図書館を建設すると計画しながら、東日本震災があり、いろいろなことで頓挫し

てしまったので、ぜひそれを実現したいという意見もあったので、どういったものが新宿区にとって必要なのか、今本当にいろんな図書館がありますので、そういったことも検討してほしいと思いました。

以上です。

【委員】

地域の図書館等との連携を図っていただいて、区民にとって分かりやすく使いやすい施設にしていきたいと思います。

以上です。

【委員】

一番望むことは、どんな立場にある人でも、例えば視覚障害者、それから聴覚障害者の人たちも、利用可能な図書館にしてほしいということです。多分、蔵書にもよるんですが、視覚障害者の人が利用できるようなシステムを構築してほしい。

【部会長】

ありがとうございます。

行動計画がないため進捗状況が少し分かりづらいところがあるので、より具体的な行動計画とか指標というのがあると、この事業に対する区民の理解がもっと得やすくなるんじゃないかというご意見。こちらはその他の意見のところに書いてはいかがかというふうに思いました。

それから、図書館事業で指標として設けられている項目についても、情報収集を行って、それを区の新しい中央図書館を考えるときの建設運営に役立てるということも考えてもらいたいということでした。具体的にご意見かと思しますので、今口頭で申し上げたような形で、部会案として盛り込んではいかがかというふうに考えました。

それから、基本計画策定から10年以上がたっていて、図書館に対するニーズも変化してきているが、その中で必ずしも大きな建物の必要性というのは絶対的なものとも言えないのではないかというご意見。なので、大きな建物の必要性とか紙媒体の書籍と電子データ、資料とのバランス、それから区民にとってのアクセス性といった点も考慮に入れながら、この新中央図書館の在り方については検討を深めていってほしいということで、これは今後の取組の方向性に関わることかと思しますので、こちらも部会の意見としてもよろしいのではないかなというふうに思いました。

それから、区民にとって分かりやすい施設にしてもらいたいということと、視覚障害者にも利用しやすいような環境を整えてもらいたいというのも重要なご指摘かというふうに思いますので、これも、意見のところに加え、引き続き検討を進めるときには、区民の意見や要望に対するアンテナを高く張ってもらいたいというような形で盛り込む形で、部会の評価案というふうにしたいと思います。

こちらの事業について、委員の皆様のほうで、別に指摘をされたい点等、もしありましたら挙げていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、先に進めまして、62の①スポーツ環境の整備についてです。

こちら、皆様計画どおりという評価であったと思います。

その評価の理由については、アンケートの実施を踏まえて、改定案の方針検討が進められたので、着実に進められていると考え、計画どおりと評価するというので、私は記載しております。

では、評価のところについて、所感をお聞かせください。

【委員】

会議、調査をやられたということで、調査に関しても、実行本数十分に集められているかなと思ったので、順調に進んでいるのかなというふうに感じています。

以上です。

【委員】

着実に実施して、計画どおりと評価します。

【委員】

私も、既存施設に対しては計画どおり進んでいると思います。ただ、区民の生活ニーズ、生活様式も変わってきておりますので、それに合わせ変化に対応した計画の見直しも必要かと思うところを書かせていただきました。

【委員】

記載のとおりです。

【部会長】

そうしましたら記載内容については、この年度に行われたことを簡単にまとめて、それをもって計画どおり進められたというふうに評価しましたという内容にしたいと思います。

今後の取組の方向性に対する意見について、お書きになった内容を紹介していただきたいと思います。私はその他意見に書いていますが、eスポーツを検討の視野に入れられているということであったので、今回の方針改定でそれを具体的に盛り込むかは別に、そうした広い視野に立って検討を進めてもらいたいということで記しております。

では、今後の取組の方向性、それからその他意見のところに記したことをご紹介ください。

【委員】

この調査は、実は非常に有意義なものだったと思うので、それを基に、いろんなことに活用していければいいんじゃないかなというところを書かせていただきました。

以上です。

【委員】

区民が持続的に生涯スポーツを実現できる環境整備を引き続き行ってほしいと、書かせていただきました。

【委員】

区民のニーズ、生活様式の変化に伴った検討をしていただきたいというところをベースにして、どうしてもスポーツ施設というのは大久保のこのコズミックの周りに集中してお

りますので、そこに利便性を感じる人と不便だという地域の方々と、二分化してしまうのをどう解決していくかというところで、民間事業者の施設を利用するとか、そういうことも含めて、新しいニーズに取り組んでいただければなど。特に新宿区内の子どもの体力測定が全国平均から劣っているという状況がずっと続いておりますが、それは、そういったスポーツに親しむ場所がないというところに起因していると思いますので、その計画見直しも含めて検討していただければというのが、今後の期待でございます。

【部会長】

ありがとうございます。おっしゃっている時代の変化とか柔軟な視点というのは、主には既存の施設、スポーツ施設が、地域に遍在していて、あまりアクセス性がよくない区民もあるんじゃないかと。それに対応していかなきゃいけないときに、既存の施設だけでやっていくという発想にこだわるのではなくて、必要に応じて、民間の施設とかも連携する形で組み入れていくということも考えてもらいたいというのをおっしゃられているという理解でよろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、今確認させていただいた、必ずしも既存の施設だけを対象としない柔軟な視点に立つという点は、今後の取組の方向性として入れて、そこで民間との連携や提携というのも検討してもよいのではないかという形で、少し具体的に記載するということにしてはいかがかと思うのですけれども、委員の皆様、ご了承いただけますでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

それから、委員がおっしゃっていた、今回実施した調査を使って指標を設定するという点はぜひ入れたほうがよいのではないかと私も思いますので、そこも意見に盛り込むという形にしたいと思います。

持続的な生涯スポーツを実現できる環境整備を引き続き進めてもらいたいというようなことも、今後の取組の方向性のところに文言として盛り込んで、皆様に最終確認いただけるようにしたいと思います。

そうしましたら次に進まして、62の②スポーツコミュニティの推進に関してです。

こちらも、評価は計画どおりと皆様評価されています。

私は、評価理由として、スポーツ体験教室とか障害者スポーツ、パラスポーツ体験というのを、多くの参加者を得て、かつ、アンケート調査でも高い満足度が示されたということで、計画どおりと評価すると記載しております。

では、委員のほうから、書かれたことを中心にご紹介ください。

【委員】

いろいろと体験会が実施されているということで、私もこの間、ちょっと告知見たんですけども、ぜひ機会があれば参加したいなと思いました。順調に推進されていると思いました。

【委員】

体験会が抽選になるほど応募者が多く、体験後の評価もとても高かったということで、計画どおり評価しました。また、パラスポーツ協会など、そういった他団体との共催ということで体験会を実施して、普及啓発に貢献したこともよかったと評価しました。

ちょっと今後の取組のほうに書かせていただいたんですけども、抽選になるほど多かったんで、参加人数を増やすとか、日数を増やすなどの取組もできたらよいのではないかと感じました。

【委員】

それぞれの事業が比較的活発に行われているので、計画どおりに進んでいると判断しました。

【委員】

計画どおりに進んでいますね。ただ、スポーツって、体験会やったから、それでいいというもんじゃなくて、定着しないといけないと思っていますので、今後は体験から定着へを期待しています。

【部会長】

ありがとうございます。

今、委員が最後におっしゃった点は、他の委員もお書きになっているところにあったかなと思います。根づくということをおっしゃっていますので、そういったことを部会の評価案の中にも入れて、文案作成したいと思います。

それから、応募者が多かったということなのでもう少し参加できる人を増やすということも考えていいんじゃないかというご指摘、ほかの委員の皆様にご同意いただけるようでしたら、今後の取組の方向性のところで記してはかがかというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

それと、その他意見でお書きになったボランティアに関するところで、これ、先ほどご説明の中にはありましたっけ。

【委員】

していないです、すみません。

パラスポーツの体験会など、ボランティア、レガス新宿サポーターの活用など書いてあるんですけども、区内の学生とか、そういったサークルのボランティアなどと連携してもいいのではないかと感じました。

以上です。

【部会長】

これ、何かもう既になされているとか、何かご存じなことがありますか。今の点は、アイデアとしてはよいアイデアだなと思うんですけども、これは、やっぱりまだこういう取組というか、連携というのは見られないんですよね。

【委員】

多分、目白大学の福祉部さんだとか、幾つかとは一緒していると思います。

【委員】

スポーツのほうで。

【委員】

スポーツや福祉というところで、はい。スポーツだと、早稲田大学もあるんじゃないかなと思いますけれども。

【委員】

目白大学さんが福祉のほうでは書かれているんですけども、スポーツのほうでは聞いたことがなかったので、そういった活用もいいのかと思いました。

【委員】

確か教育委員会だったと思うんですけども、スポーツ指導員一覧表みたいなものをつくっていて、こういう指導員をご紹介しますよというような制度があります。

【部会長】

そうすると、あることはあるという。ただ、委員おっしゃっていることも重要だと思いますので、連携自体を考えるというよりは、それを広げていくとかということになるのかなというふうに思います。委員の皆様にご了承いただけるようでしたら、福祉を学ぶ学生とかボランティアなどと連携というところは広げていくことも検討してもらいたいという形で入れてはいいかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

先ほどの定着に関する点は、今後の取組の方向性や、あるいはその他意見のところ、新しいスポーツ活動をパラスポーツ等の体験を通して区民の間で定着させて、スポーツ文化を豊かなものにしていくことを目指して、引き続き事業を推進してもらいたいという書きぶりで盛り込みたいというふうに考えます。

続いて、62の③に進みます。スポーツ環境の整備になります。

こちら、皆様計画どおりでした。ただ、これは情報量がちょっと少なかった記憶があって、そもそも何が今年度の目標だったか分からないところもありました。そこらあたりを、私の文言だと、スケジュールが確定していないため、全体の中での進捗状況については判断が難しいところもあるけれども、年度の予定に従って課題の整理などが進められたことは確かなので、計画どおりと評価する、ということで、少し進捗状況について分かりづらいところがあったということをニュアンスとして含めるような書きぶりしております。

では、委員から、これについて評価をお聞かせください。

【委員】

私も先生に同感で、進んでいるのか進んでいないのかが評価しづらい印象は持ちましたが、話合いが少なくとも決裂していないというところで、継続していると判断しました。

【委員】

私も同様に、積極的な働きかけということで、頑張って協議を続けているということの評価させていただきました。

【委員】

東京都との連携ということなんで、なかなか区だけでの判断では進まない事業だと思いますので、おおむね計画どおりなのかなと。今後の対応として、引き続き連携を強化して、早く進めていただければというふうに思っております。

【委員】

同じです。

【部会長】

そうしましたら、まず評価としては計画どおりだと。記載内容としては、判断が難しいところあったけれども、計画どおりになされているということでしたので、文言的には、一番上のものを使う形で、この評価理由としたいと思います。

都との連携等のところについては、その他意見のところでもお書きいただいていますので、今後の取組の方向性ないしその他意見のところに入れていくという形にしたいというふうに思います。

それとの関連で、今後の取組の方向性に対する意見としてお書きいただいたところで、強調しておくべき点がございましたら、ご指摘いただきたいと思います。

いかがですか。

【委員】

具体的な行動計画の記載があるといいんじゃないかなという印象を持ちました。ただ、交渉ごとなので、書きづらいところもあるのかなと推測はしました。

【部会長】

現在の多目的広場の良好な環境も維持してほしいというのも、強調点として理解してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。すみません、内部評価のほうにも書いてあるんですけども、取組方針としては、一応現在の機能を保ちつつというふうに書いてあるんで、その緑豊かな環境もそのまま維持して、広場の良好な環境というのも維持してほしいなと思っています。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、都との連携というところについて書いていく。それから、先ほどの委員の、現在の多目的広場の良好な環境の維持というところについても、ここに盛り込んでいく。それから、整備計画の検討については区民の要望に沿う事業を踏まえて進めてもらいたい

ということで、意見の中に加えていきたいと思います。

続いて、62 の④になります。こちら、スポーツ施設整備基金を活用したスポーツ施設の整備であります。

こちらも皆さんの評価は計画どおりでした。評価の理由として私が書いたのは、整備、改修が予定どおり行われたから、というものです。

では、評価のところについて、委員からまたお聞かせください。

【委員】

計画どおりに進んでいると認識しました。

【委員】

私も、整備、改修が予定どおり行われたということで評価しました。

【委員】

計画どおりで、区民の安全確保のために引き続き進めていただきたいということです。

【部会長】

では、これについては、整備、改修が予定どおり行われ、安全性や快適性の向上が見られたことから、計画どおりと評価したいと思います。

今後の取組の方向性やその他意見のところですが、私のほうは、その他意見のところ、区民によるスポーツ参加の促進というこの事業の目的に照らし、老朽化対応だけでなく、施設の機能拡充といったより積極的な用途の検討も続けてもらいたいというふうに書いております。

では、こちらでは記載ありませんか、もし何かあればということで、いかがでしょうか。

【委員】

利用者の利便性を考えて、中央にあるスポーツ施設だけではなくて、やはり一番身近な学校施設、プール、体育館、そういうものの設備をきちっと計画的に修繕していただいで利便性を図っていただければ、一番いいのかなと思っております。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、委員が書かれている地域の学校施設の改善、補修にも力を入れてもらいたいということにアクセントを置く形で、この部会としての意見とする文案を作ってまいりますというふうに思います。

続いて、経常事業3つございます。

592 から 598 になります。こちらについて、お書きいただいたものをご紹介いただければというふうに存じます。

まず、592 の新宿未来創造財団についてのご意見お聞かせください。

【委員】

ありがとうございます。

未来創造財団がいい悪いということではなくて、何か入札のような競争的なものもあっていいんじゃないかなという意味合いで書かせていただきました。

【部会長】

ありがとうございます。

ここは、委員の間で意見がおありの事業だというふうに私のほうでも理解しておりますので、どういうふうに記載するのか、ここは少し立ち止まって考えさせていただきたいんですけども、まずは、今のご意見やこの事業の在り方について、ほかに委員の皆さんから、お考えになっているところがございましたらご発言願います。

【委員】

私も、意見を書くかどうか悩んだところで、いろんなことをすごいごった混ぜにやっていて、課題点がまだ明確にできていないけれども、問題がないと言い切ることもできないという印象を持ちましたので、可能であれば、今後継続的にもう少し理解を深める場というのがあって、来年度とかにもう一回評価してみるというのもありなんじゃないかなという印象を持った次第です。

以上です。

【部会長】

ありがとうございました。ほかに委員の皆様、いかがでしょうか。

【委員】

593の学校施設等の活用にも関わってくるところなんですけれども、新宿区が学校施設の運営についても、未来創造財団さんに委託をして、そこから各PTAさんに管理を任せるとか、その費用を年間いくらまでは払いますよというような形で下ろしているのが現状なんです、その下の学校のPTAさんですとか地域の方々からすると、いつまでたってもボランティアで使われているだけというイメージがどうしても拭い切れないところもあるんです。教育委員会がやるんだったら、レガス通さなくなっちゃいいじゃないという気はするんですけども、なぜか全部レガスを通してから、地域に下りてくるので、不明確な部分がどうしても拭えないところがあるんで、そこら辺の整理というのは必要ではないかなと思います。

いろんなことをやっているんだなということが資料を見ると分かるんですけども、じゃ、その一つ一つがどうなのとか、これを所管するのは生涯学習スポーツ課さんですが、レガスの詳細なところについて、先日のヒアリングの時に議論はなかったんで、本来であれば、そこをちゃんと見て評価をしなければいけないんじゃないかなという気はしました。

以上です。

【委員】

私も593の学校施設等の活用でお伺いしようかなと思ったんですけども、この2億円というのは、民間業者に委託されているとこの間のヒアリングで伺ったんですけども、それが新宿区未来創造財団なんですかね。ヒアリングでお聞きしたときには592の第4号事業の予算は、次代を担う児童や青少年の育成の11万円だけだったという認識なので、この

1号から9号事業以外にも、新宿区から未来創造財団に行っているお金があるということなんですか。

【事務局】

すみません、ちょっと即答しかねるので、お調べてしてご回答させていただきます。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

2億円というのは、多分学校施設開放事業についてだと思うんですね、想像するに。それで、学校施設というのは、学校が地域住民に開放できますよという制度で、体育館とか図書館とか校庭とか、いろんなところがありますけれども、運営委員会というのがありまして、そこで申込みをするわけですね。そうすると、申し込まれた日にシルバー人材センターから管理員が必要になります。例えば、体育館6時から9時まで借りましたということになると、そのときに、受付の管理員、鍵の管理が必要になるので、そのシルバーさんに対する賃金がこの2億円じゃないかなとは想像しています。

【委員】

593はそうですね。教育じゃないときに学校を使うときの管理のコストと人件費というところで理解していて、それと未来創造財団が直接つながっているのかどうかというところで、質問をした次第だったんですけれども、それはまた別のところということなんですかね。

【委員】

レガスが学校施設の管理を任されているので、レガスからシルバー人材センターに管理員をお願いしているというようなシステムになっているので、受付をやっている人はシルバー人材センターからの派遣なんですけれども、レガスの予算で働いていますね。

【委員】

ちょっと分からなくなってきましたね。

【部会長】

委員のご意見としてはそこら辺の分かりづらさもあるということなんですかね。

【委員】

そうですね。何か疑念を持ったわけではなくて、疑念を持つ以前に分からないという状態かなということです。

【部会長】

592、593が関連性が強い事業ということもあるんですが、まず、焦点を592に当てると、後半のボランティア云々というところの扱いと、その前の財団の運営の在り方に関するご指摘ということで、これを入れるとすると、どういう形で部会の意見とするかということになります。

目線は、助成を行っている区の目線で、その在り方というのが、有効で適切なものであるのかということになると思うんですね。ですので、今、挙げていただいたことというのは、

何か見えづらくなっているところもあるとか、具体的におっしゃっていた 593 では、費用の出どころはもともとは財団なんだけれども、最終的には P T A とかに委ねられている部分が少なくないというのも、問題としても言えるんじゃないかというようなご指摘がありましたので、やっぱり助成の在り方とか有効性というものの評価、検証というのを、しっかり行ってもらって、かつ、その適切性というのを区民に対して十分説明ができるように努めてもらいたいというような書きぶりが良いのではないかと思います。

だから、お金を出すときに、どういう形で使われているのかということもしっかり見て、それが適切、有効なものであるのか、目的に照らしての検証をしっかり行ってもらいたい、かつ、この助成事業自体の内容等についての適切性とかその内容を、区民に対して十分説明できるように努めてもらいたいという書きぶりにするということが、案として考えられるかと思います。

それから、ボランティアについて、委員がお書きになっているのは、地域で活動しているボランティアが長続きしないんじゃないかということでしょうか。これは、もう少し具体的に、どういうことを念頭に置いてお書きになっているのか、よろしければお聞かせください。

【委員】

細かくなってしまうんですけれども、例えば、地域で活動している、先ほどのスポーツ文化協議会なんかでも、そこで、現場で何か大会を運営するとかというときには、その方々には費用弁済がないんですね。その大本はレガスの事業としてやっているわけですが、結局現場で苦勞されている方々というのはボランティアで、下りてきた事業だからやらざるを得ないというところがあって、それを誰がやらなきゃいけないとなると、結局従来からやっていたボランティアだったり、P T A の方々にご協力をいただいて運営をお願いするという形になるんですが、そこにはきちっとした手当があるのかというと、全くない状態なんで、結果的にボランティアということになると思うんです。P T A 自身がもう消滅している学校が出てきている中で、どこにそれをお願いしたらいいのという、母体がなくなってしまうという現状が起きてきていますので、それだと、いつまでも続かないんじゃないかなと。

やはりそういったところに、人件費も含めて必要経費をしっかり確保してあげることで、お引き受けいただけるんじゃないかというところでございます。

【部会長】

なるほど。ご説明ありがとうございました。

そうしましたら、実際の活動をボランティアが担う形になっている部分については、そのやり方や体制が持続可能なものであるのかについても検討していく必要があるのではないかと思います。部会案に盛り込んで、もしもう少し踏み込んでももらいたいというようなご意見ありましたら、改めて検討させていただきたいと思います。

助成の在り方、有効性について、ちゃんと評価検証を区でも行ってもらいたいという形と、あと、区民に対する説明を十分できるように努めてもらいたいというのも、部会の意見とす

るという点ではご同意いただけますでしょうか。

では、今確認できた点を中心に文案を作成します。

それから、593、学校施設の活用についてであります。

こちらについても悩ましいのですが、委員がおっしゃっているのは、1点目は、学校校庭や体育館の開放等、まだ十分周知されていないようであるのでしっかり行ってもらいたいという、そのような趣旨でお書きになっているという理解でよろしいでしょうか。

【委員】

おっしゃるとおりで、先ほど委員がおっしゃったように、体育館開放みたいに、何曜日の何時から何時は公募でやりますよ、抽選会やりますよというところも周知も必要だと思いますし。また土曜日と日曜日なんかの学校の校庭を開放して、子どもたち遊んでいただいているんですよとする校庭開放ですが、本来はその学校に通っている子どもたちだけしか使えなかったのが、主催がレガスになった関係で、要は、地域のお子さんたちは誰でも使えないと不公平感だということで、学校に対して費用もつけるから、誰でも使えるシステムに変えてくださいというのがあって、今そういう形にはなっているんです。ただ結果的に、その日の、怪我がないようにとか、遊ぶ遊具の管理ですとか、そういうことをPTAさんが順番で持ち回りでやる形はいまだに変わらない状況ですから、そういうものも将来的にはやっぱりもう少し考えていかないと、長続きしないのではないかなという気がしております。

【部会長】

ありがとうございます。

これに関しても、委員の皆様、もしご意見あれば伺えればと思いますが。

【委員】

学校管理に関して、PTAとかボランティアで任せるのはよくないということで、多分レガスが間に入ることによって、そこにちゃんとボランティア会で管理しようとか、そのことで地区外の子も使えるようになるということは、とてもいいことだと思うんですね、本来的には。だから、そこが今まだちょっとうまくいっていないんじゃないかなというふうに感じています。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

学校施設に関しましては、第1優先が学校の行事、学校ですね。次がPTAとか町会ですね。その次が総合型のスポーツクラブ、その次が運営委員会の登録団体が使えるって、優先順位が決まっていまして、それで、学校でこの日は駄目、この日はいいよっていうのを決めますよね。それから、いろんな地域スポーツの団体も入ってきて、その後で、毎月26日に学校施設運営委員会というのが開かれて、登録団体が申込みに来るわけです。そこで申込みを受け付けています。学校施設の利用というのは、そういうことで決められていきます。

【委員】

今回の評価の施策評価が、生涯にわたり学習・スポーツ活動を楽しむ環境の充実ということだったんですね。今いる学校施設の活用というのが、生涯スポーツに関しても、学校の施設も使うということを評価の対象にするのか、あるいは、子どもたちを地域でみんなで育ていくために地域の人たちが学校に対しても親しみを持ってもらう、そういういい機会でもあると思うんですね。

その中で、今のPTAの方々は皆さん共働きで、PTA活動には仕事を休んで参加しなきゃいけない、とてもできないという、そういう時代背景も変わった中で、PTAをどういうふうに続けていってもらえるか、PTAという仕組みをどういうふうにしていくかという、そういういったことがあると思うんですね。

なので、この中で評価しなきゃいけない、考えなきゃいけないということが、とても多岐にわたっているんで、どこを視点にこれを評価するかというのがとても難しいというふうに思っています。

【委員】

PTAを議論にしちゃうときりがなくなるんで、多分、おっしゃったとおりに施設を開放することで、学校の子もだけでなく地域の子もも利用できる、それはすごくいいことなんで、だから、管理を民間の業者に委託するのか、地域の方に委託をするのか。ただ、そういう方々だって、ましてや企業の方は無償じゃ来ないですから、今はPTAだから無償でいいんでしょうという考え方があるかと思いますので、そうではないということを、今後の管理の方法について検討していったらいかがですかということでもいいと思うんです。

開放することはいいことなんで、そのためのシステムをどうこれから検討していくのか、今から考えておかないと長続きしないよねということだと思うんです。

【委員】

それで、学校施設の管理をちゃんと有償のものでしようということで、レガスさんを入れたということで、だけど、そのレガスさんから下りてくるところで、PTAのボランティアになってしまうというのをなくしたいということと、あるいは、レガスからシルバーさんの下りるんだったら、直接シルバーさんでもいいんじゃないかという、そういうふうに理解しているんですけれども、よろしいでしょうか。

【委員】

その事業形態を、そういうふうに仕組みを変えないとそれができないんで、先ほど委員からご説明があったように、日頃学校に寄与しているのはPTAであって、だから、PTAの行事を優先しますよ、ご協力いただいている地域の方を次に置きますよとか、一般の公募は最後になりますよという、その順番があるように、やっぱりその仕組みも確かにあるんで、いきなりそれが全部仕組みを変えますから、日頃はPTAさん、地域の方にご協力いただいているけれども、開放のときになったらそれを全部取っ払いますよ、いきなり平等ですよって言われたら、PTAや地域の方々から反発が起きてくるんで、非常に難しい問題でもあるんです。だから、今から少しずつ検討して、変えられるものは変えていかないと、例えばP

PTAだったり地域だったりボランティアでやっただいていての方々に何らかの弁済をつけるとか、そういうところから入っていったほうがすんなりいくんではないかなという気がしています。

【部会長】

ありがとうございます。大変詳細にご議論いただいたので、だいぶ見えてまいりました。

593については、今ほとんど委員に整理していただいた形にもなりましたが、この運営管理の在り方のところで、今のままでよいのかというような視点も持って、しっかり検討を進めていってもらいたい。そのときには、ボランティアやPTAの負担が大きなものになり過ぎない点とか、あと協力いただいているので、その協力、連携の在り方がスムーズなものになるようにという視点を持ってもらいたいという点。それから、そもそも学校開放、校庭開放のことについて、区民に対する周知もさらに行ってもらいたいという形で、こちら、今ご議論いただいて整理いただいた形で、内容を盛り込んでいきたいと思います。

私なりに整理したものに何か加えて、もしこの事業について記載すべき内容がありましたら、ご指摘ください。よろしいでしょうか。

そうしましたら、598 事業、こちら、経常事業最後になりますが、ご紹介ください。ギャラリー“みるっく”の運営についてです。

【委員】

ギャラリー“みるっく”の運営が7件と少ないんですけれども、スポーツ施設に関して、ロビー展示スペースを使用し、区民の創作品を発表する場を提供することにより、区民の創作意欲を促進ということなんですけれども、あまり絵画や写真をスポーツ施設で展示することに魅力を感じる人が少ないのかなというふうに感じました。

【部会長】

ありがとうございます。個人的には、具体的なお提案ということで、部会の意見としてもよろしいのではないかなというふうに受け止めました。ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

【委員】

賛成です。

【部会長】

要するに、ちょっと件数が少ないようにも見えると。それは、展示場所がスポーツ施設だからじゃないかというんですね。だから、ほかのところももっと展示希望している人とか、見に行きたい人たちの希望とかニーズとマッチしているのかというところを考えて、この場所についても工夫を重ねてもらいたいというご趣旨だと思うので、そういう理解でよろしいでしょうか。

【委員】

場所もそうなんですけれども、今、結構絵や何かもネットで発信する人たちとかも多いので、そういったことも含めて。今いろいろエコギャラリーとか、いろんなところで区のほう

の展示もされているけれども、そういうことも含めて思いました。

【部会長】

なるほど。じゃ、オンラインも含めて。

物理的な場所にこだわらないということもあるということですね。

【委員】

はい。

【部会長】

ありがとうございます。

では、こちらについては、今のやり取り踏まえて、部会の案を作成してまいります。

最後になりました。すみません、時間超過しておりますが、この施策全体をまとめて、どう評価するということであります。

皆様、おおむね順調というのが評価になっています。

評価理由で記しているのは、内部評価に書かれているところでしっかり取組がなされていて、特にパラスポーツ等についてはそれなりに成果を上げていると見えるので評価します、と私は書いております。

では、この評価のところについて、順にお聞かせください。

【委員】

先生がおっしゃったように、順調に進んでいるのかなということの評価をしました。

【委員】

スポーツ環境会議の開催や調査を行ってニーズを検証している、またスポーツ体験会も開催して好評だったと感じています。また、ライフステージに応じて健康で学習スポーツ活動に取り組めるということで、引き続き行っていただきたいということで、おおむね順調に進んでいるという評価しました。

【委員】

既存施設の整備の結果、スポーツコミュニティの推進における体験事業も積極的に取り組んでいただいているので、おおむね順調というふうに判断しました。

【委員】

おおむね順調ということで。

ただ、スポーツって何なんでしょうね。というのは、スポーツ施設というと、大久保にある、戸山にある大きい元気館とスポーツセンターとコズミックを思い浮かべるんですけども、実際に高齢者を見ると、ダンスとかいきいき体操とか、毎日のように通ってスポーツと称するものをしているのは、近くの歩いていける生涯学習館、地域センター、それから地域交流館などなんですね。高齢者は、歩いていける近くのところじゃないと、なかなか行けない。だから、スポーツって何だろうって思いますよね。

e スポーツでもそうなんですけれども、何をスポーツって言えるのかって。

【部会長】

ありがとうございます。今おっしゃったのは重要な点ですので、個別の計画のところ、柔軟な視点とか広い視野みたいなことで言っていたことと重なっているご発言だったと思いますので、この施策への意見としては、今後の取組の方向性か意見のところに、スポーツの概念についての広い視点に立って検討をしっかりともらいたいということで盛り込む形がよろしいのではないかというふうに思います。

それから、前半は、行政としては健康促進施策としているものも、見方によっては、スポーツとも言えるんじゃないかというご趣旨だったと思いますので、そういう健康増進的なところとの連携とか連続性とかというのにも、もっと留意してもらいたいというご趣旨のご発言だと受け止めました。

【委員】

すばらしいですね。

【部会長】

これ、重要だと思いますので、これもその他意見のところに盛り込みたいというふうにあります。貴重なご意見ありがとうございました。

ほか、委員の皆様にお出しいただいた意見は、今後の取組の方向性やその他の意見のところに盛り込むということで、最終的にこの施策について評価の文案作ってまいりたいというふうに思います。

今後の取組の方向性と意見のところでお書きになったもので、アクセントを置かれないところありましたら、ご紹介ください。

私が書いたところだと、その他意見のところ、新中央図書館、それから総合運動場の整備事業については、次世代にも関わることなので、広い視野に立って検討を進めて、区民の期待に応える内実を備えたものに作り上げていってもらいたいという期待を書いております。

では、今後の取組、それからその他意見で書いたところで、アクセントを置かれているところありましたら、ご紹介ください。

【委員】

既存設備のレベルアップ工事も進めてほしいと書いたんですが、先ほど、計画事業 62 の④のところ、委員が地域の学校施設の改善、補修にも力を入れてほしいというふうにご発言くださったんですけども、このスポーツ環境の整備というのは毎年、次の年にやる工事は決まっていて、検討するところはまた別という感じなんではないでしょうか。

もしそうだとしたら、ここの全体のところで、スポーツ施設の改修工事についても検討してほしいというのをに入れていただきたいなと思いました。要するに、検討するのは、それぞれの施設が持ち回りみたいな感じで改修しているのか、何かちょっとその改修を見るタイミングというか。

【部会長】

おっしゃるポイントは、私なりに理解しました。

事務局、こちらは、どこの改修を行うのかも含めて、今 62 の④事業と指摘されましたが、

ここも決めている、検討しているということですね、理解としては。

【事務局】

ええ、そのように理解しています。

【部会長】

そうしたら、盛り込めるということになって、じゃ、どこをとということになるんですけれども、おっしゃっているのは、学校施設ってことでしたっけ。

【委員】

教育委員会じゃないの、学校の改修は。

【委員】

そこが難しいところですね。学校施設だと、教育委員会が持っている所有物になるんで、生涯学習課は手を出せないけれども、でも、校庭開放とか夜の開放になると生涯学習課の担当になるんで、そこで所管部署が違ってくるんです。

【委員】

今おっしゃったのは、施設の改修とか、その話ですね。

【委員】

そうです。

【委員】

だから、施設を持っているのは教育委員会でしょう。

【委員】

そうですね。ただ、体育館だけというふうに切り離して考えると、生涯学習のために造作をすとかというのは可能だと思うんですね。

【委員】

予算の違いがあるんですね。

【委員】

本来は、学校の建物なんかは学校の所有権になっていますけれども、ただ、生涯学習課が使う部分に関しては、こういうメンテナンスが必要だとかということはある得てもいいのかなという気はしますけれども。

すごい難しいんですよね、施設は。

【委員】

だから、何かが壊れちゃったとか、老朽化しているという話だと、最初に直すとしたら、やっぱり教育のほうの予算ということですよ。

【委員】

学校で授業で使うとかというと、そうですね。じゃなくて、学校ではそこまでじゃないけれども、生涯学習として使うには、もうちょっとこういう設備がないといけないのかなとか。

【委員】

というところで、委員の問題意識がどのあたりなのかなということをお伺いしてもいいかなと思うんですが。

【委員】

いえ。個別の計画事業ではなくて、こちらのほうでも書いたほうがいいのかなと思って。

【委員】

逆に、スポーツセンターとかに限らず、そういった地元の施設も対象にしていいいんじゃないかということですね。それは、そのとおりだと思います。

【部会長】

そうしましたら、この62の④のところで、委員がおっしゃっている今後の取組の方向性のところ、学校も含めた地域の施設の改善補修にも力を入れてもらいたいというのを、こちらの施策のところにも、同様の文言で今後の取組の方向性の中の意見の1つに入れるという形になるかと思うのですが、62の④については、既に方向性についてはお認めいただいているので、この施策のところに入れることについては、別に問題はないのかなと思います。そのような形で記載加えるということにしてもよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、そのようにいたします。

【委員】

それで、あともう一つ、図書館についても、新中央図書館の建設だけではなくて、既存の図書館についても回収を検討していただきたい。かなり老朽化していて、本当に、個人的には、中央図書館よりも既存図書館の改修のほうを進めてほしいと思うので。

【部会長】

なるほど。これ、すみません、既存の図書館については、ほかの何か経常事業とかであるんですかね。

【委員】

図書館の管理運営という606で管理運営があるだけで、ただ、図書館の改修というのはどこにも記載が無い。

【事務局】

それは、管理運営の中で必要に応じて行うというふうに読んでいただければいいのかなと思います。

【部会長】

そうしましたら、委員の今のご発言だと、既存図書館の改修でよろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

それも、検討をしっかりと行ってもらいたいということです、新中央図書館の建設事業との関連で、その旨を文言の中に盛り込むということにしてもよろしいでしょうか。

そのようにさせていただきます。

【委員】

先ほど委員からもありましたように、スポーツセンターだとかコズミックに限らず、地域にあるそういった地域センターですとかことぶき館ですとか、そういうところも見ていただくことによって、そういうところもスポーツ施設という概念を持ちうるというのと、また既存の区のものだけではなくて、民間との提携をすることによって、民間のそういったスポーツ事業所なんかも使えるようになれば、区民としては非常にニーズに合った形になるんで、そういうことも今後については検討の1つに入れていただければと思います。

【部会長】

ありがとうございます。スポーツ施設ということについて、どう捉えるかというところについても、時代の変化に合わせて、今おっしゃられていたようなことも視野に入れていくということで、文言のところに盛り込みたいというふうに思います。

委員、いかがでしょうか。

【委員】

新中央図書館に関してはすごい期待していて、早稲田大学の中にある図書館ありますよね、あそこ大好きなんです。階段状に本がずっとあって、学生が運営しているケーキショップ、本当にくつろげて好きな本がいつでも読めて、なかなかいいなと思っているので、普通の区立の図書館を考えると、いろんな側面から、本を手にももらえるような場所、空間の提供ということで考えてほしいなというふうに思っています。

【部会長】

ありがとうございます。

【委員】

でも、そういう方向でいっていると思います、図書館会議の議事録とか読むと。

【委員】

ですね。だって、有識者がそろっているだろうから。

いろんな図書館が今あって、漫画図書館とか、いいじゃない、漫画だけの図書館もね。子どもも漫画から歴史を学ぶこともできるし。

【部会長】

本を手にとってもらいやすくなるような環境をつくることとか、そういった空間設計というのを心がけてもらいたいということです、これも、部会の皆さんが同様のご認識ということでしたら、そのような形で、この施策のところの文言のところに、新中央図書館建設事業との絡みで加えたいというふうに思います。

この点についても、ご同意いただけますでしょうか。

【委員】

はい。

【委員】

スポーツがコズミックセンターだけになっちゃうみたいに、図書館が、新中央図書館が立派なのができても、やっぱりそこへのアクセスがいい人と悪い人がいるので、それよりは、各地域ごとに、小さくていつでも行ける図書館があったほうが、私はいいと思うんですね。

この間、直木賞の作品が読みたくて図書館で借りようと思ったら、100人待ちって言われたんです。そういうふうに図書館の利用って、結構図書館で本を読むというよりも、予約して借りて、空中で本が飛んでいるみたいな、そういう状況も多いし、本当に読んでもらいたい本が借りられているというよりも、ちょっとはやりものとか賞を取ったものというのを、図書館で読んでようかみたいな使われ方もしていると思うんですね。

でも、その一方で、やっぱり図書館のスタッフの人たちが一生懸命お話し会をしたり、いろいろなプラネタリウム会をやったり、そういうことで地域にとって図書館というのはすごく必要なものだと思うので、ぜひそういう方向というのかしら。

【部会長】

ありがとうございます。

まずは、中央図書館だけでなく、図書館サービスの立地上のバランスもしっかり考慮してもらいたいという点でしょうか。それから、図書館のサービスとして、お話し会、館内展示、イベントなどですね。書かれている内容を確認をさせていただきます。

まずは他館でのイベントなど、人材を活用したサービスも引き続き深化してもらいたいと書かれているんですけども、これは。

【委員】

地域センターに図書館の方がいらして、そこで会をしたということがあるので、あるいは、西落合図書館なんですけども、夏目漱石記念館と連携してスタンプラリーを行ったりとか、そういったイベントをしているので、それを引き続き続けてほしいということと、あと自動貸出機や検索機を置くことによって、そのポストの人というのが要らなくなるので、人を減らすというよりも、そういった部分で人を活用してほしいという。

【部会長】

なるほど。ありがとうございます。じゃ、ここは、他館で行われたイベントなどをほかの館でも行うこと。他の館でのイベントなど、人材を活用したサービスのところですけども、他館でのイベントなど。これは、図書館でのイベントって置き換えてもいいんですか、それとも、やっぱり1つの図書館でやって好評だったものを、ほかの図書館でもやってもらいたいという趣旨ですか。

【委員】

いえ、どちらでもいい。どちらも、両方。

【委員】

今って、図書館って指定管理者制度ですよね。だから、指定管理者が独自の計画を立てて、

区に、審査のときに示していると思うんですよ。だから、図書館運営は、いろんなよい事例があったら、そういう事例を取り込んでほしいみたいな書き方がいいんじゃない。指定管理者制度だとなかなか、どうなんだろうか。

【委員】

横展開はちょっとしづらいですね。

【委員】

じゃ、そういうふうに水平展開してほしいということで。

【部会長】

そのような書きぶりでよろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

ありがとうございました。

【委員】

戸山図書館なんかで、ボッチャ大会もやったりしているんですよ。

【委員】

そうなんですか。

【委員】

面白いでしょう。戸山図書館にホールがあって、ホールを全部取っ払って、ボッチャ大会をやったりしたんですよ。図書館さん主催で、そういうこともできちゃうわけよ、指定管理者なので。って思ったりしているんですけども、どういうふうによこの外部評価委員というとても重要な役目のところで、どう文言をしたらいいかは、先生にお任せします。

【部会長】

でも、この点については、委員おっしゃっていただいたとおりなので、皆様ご同意いただけるようでしたら、その他意見ないし今後の方向性のところにアイデアとして記載しても良いように思われますので、盛り込みたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

そのようさせていただきます。

以上で無事全ての事業、施策について見ることができました。

そうしましたら、最後になります。事務局から連絡のほうお願いいたします。

【事務局】

皆さん、充実したご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

事務局からは、今後の予定のアナウンスをさせていただきます。

この後、全体会を10月に開催させていただきます。日程が、10月21日の月曜日、午前

9時30分から12時まで。もう一つが、10月25日金曜日、午後1時から3時30分まで。ご予約をお願いいたします。

こちらで行うこととしましては、1つは、本日ご議論いただいたように、ほかの2つの部会でも議論いただいて、各部会での評価結果がまとまりますので、この全体会で全委員が集まった場で、各部会の評価結果を共有の上、委員会全体の評価結果として固めていただくということをさせていただきます。

もう一つの議題が、5月の最初の全体会の際に、稲継会長からお話があった件で、この行政評価制度の見直しを検討したいとアナウンスがあったかと思うんですが、現在それに向けて、稲継先生、山本先生、あと第1部会の竹内先生と事務局のほうで、この見直しの考え方を整理しておりますので、この秋の全体会では、評価の取りまとめが終わった後、見直し案についてもご説明させていただいて、ご議論いただいて、委員会としての見直しの提言という形にまとめさせていただきたいと思っております。

この2つの議題を取り扱いたいと思いますので、ご予約いただきたいと思います。

10月に委員会としての評価結果をまとめた後は、区長への報告を予定しておりまして、そちらの日程が11月14日の木曜日、午前10時から10時30分。会場は、区役所の3階に区長の応接室がありまして、そちらでやらさせていただきます。

こちらについては、ほかの会議と違って任意参加とさせていただきますので、そこをお含みの上、ご参加希望される方は事務局までお声かけください。

また、本日の評価案については、第2部会、山本先生で一旦案をおつくりくださいます。そちらを事務局にいただいて、文言等を確認させていただいた上で、委員の皆様にも共有させていただきますので、今日のご議論を踏まえて、ご意見があればまた言っていただいて、山本先生と対応は共有させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

今後、事務局のほうから皆様に下案の回覧がまいりますので、お目通しいだいて、問題や追加事項ありましたら、その点ご指摘いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

では、本日、長時間にわたりました。お疲れさまでございました。

閉会といたします。ありがとうございました。

<閉会>